

令和2年第4回東大和市議会定例会会議録第18号

令和2年12月4日（金曜日）

出席議員（21名）

1番	二宮由子君	2番	大后治雄君
4番	実川圭子君	5番	森田真一君
6番	尾崎利一君	7番	上林真佐恵君
8番	中村庄一郎君	9番	根岸聡彦君
10番	木下富雄君	11番	森田博之君
12番	蜂須賀千雅君	13番	関田正民君
14番	和地仁美君	15番	佐竹康彦君
16番	荒幡伸一君	17番	木戸岡秀彦君
18番	東口正美君	19番	中間建二君
20番	大川元君	21番	床鍋義博君
22番	中野志乃夫君		

欠席議員（なし）

議会事務局職員（5名）

事務局長	鈴木尚君	事務局次長	並木俊則君
議事係長	吉岡繁樹君	主任	関口百合子君
主任	高石健太君		

出席説明員（32名）

市長	尾崎保夫君	副市長	小島昇公君
教育長	真如昌美君	企画財政部長	田代雄己君
総務部長	阿部晴彦君	市民部長	村上敏彰君
子育て支援部長	吉沢寿子君	福祉部長	田口茂夫君
福祉部参事	伊野宮崇君	環境部長	松本幹男君
都市建設部長	鈴木菜穂美君	学校教育部長	田村美砂君
学校教育部参事	佐藤洋士君	社会教育部長	小俣学君
企画課長	荒井亮二君	財政課長	鈴木俊也君
文書課長	加藤泰正君	産業振興課長	小川泉君

子育て支援課長 新海隆弘君  
生活福祉課長 川田貴之君  
環境課長 下村和郎君  
都市建設部副参事 梅山直人君  
建築課長 中橋健君  
学校教育部副参事 富田和己君  
中央公民館長 佐伯芳幸君

福祉推進課長 嶋田淳君  
健康課長 志村明子君  
都市計画課長 神山尚君  
土木課長 寺島由紀夫君  
教育総務課長 斎藤謙二郎君  
社会教育課長 高田匡章君  
中央図書館長 當摩弘君

## 議事日程

第 1 一般質問

## 本日の会議に付した事件

議事日程第1

午前 9時29分 開議

○議長（中間建二君） ただいまから本日の会議を開きます。

---

○議長（中間建二君） 開会前に議会運営委員会が開催されましたので、議会運営委員会委員長、佐竹康彦議員の報告を求めます。

〔議会運営委員会委員長 佐竹康彦君 登壇〕

○15番（佐竹康彦君） おはようございます。

先ほど議会運営委員会が開催されましたので御報告申し上げます。

今定例会に追加議案として、第74号議案 東大和市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例、第75号議案 東大和市特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例、第76号議案 東大和市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、第77号議案 東大和市非常勤職員の報酬等に関する条例等の一部を改正する条例の4議案が提案されることとなりました。

これらの追加議案につきましては、定例会最終日であります16日に、本会議において委員会付託を省略し、審議することと決定いたしました。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

議長において、よろしくお取り計らいのほどお願いいたします。

〔議会運営委員会委員長 佐竹康彦君 降壇〕

○議長（中間建二君） 以上で、議会運営委員会委員長の報告を終了いたします。

---

#### 日程第1 一般質問

○議長（中間建二君） 日程第1 一般質問を行います。

---

#### ◇ 荒 幡 伸 一 君

○議長（中間建二君） 昨日に引き続き、16番、荒幡伸一議員の一般質問を行います。

○16番（荒幡伸一君） おはようございます。昨日は、御答弁ありがとうございました。

それでは、順次再質問をさせていただきます。

まず、コロナ禍における健康二次被害ということでお伺いをいたします。

①の外出自粛や3密回避による市民への健康面での影響についてでございますけれども、市長の御答弁に、研究機関の調査では3人に1人の割合で、身体の不調があったとのことでしたが、この調査結果について詳しく御説明をいただけますでしょうか。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 御指摘の調査結果につきましては、日本老年学的評価研究のホームページに掲載されておりますオムロンヘルスケアの論文、これを根拠としております。この論文につきましては、全国の緊急事態宣言、これが解除されてから1か月が経過した時点での65歳以上の高齢者の1,000人の生活と体調の変化を調べたものであります。この論文によりますと、新型コロナウイルス感染症の感染拡大前に比べて、53.8%の方が運動量の減少があったと答えております。日常におきましても、宿泊を伴う旅行、それから日常的な買物、こうしたことが減少しておりまして、感染拡大前と同じ状況に戻った行動としては、特になしという答えが最も多かったと、こういう結果でございます。身体の不調を感じている方は34.5%でございます、

不調の種類といたしましては、膝の痛み、腰痛、目の疲れが、上位3つとなっております。

以上であります。

○16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

私もその論文を確認をさせていただきましたけども、このコロナ禍により、高齢者の日常活動の抑制によって、不調を訴える方が多く出たというふうに認識をしております。ここに来ての感染拡大を踏まえて、より緊張感を持って対策を講じる必要があるというふうに感じております。

それでは、②のサロン活動や公民館活動のような、高齢者の自主グループ活動への影響と、活動を続けていくための課題についてでございますけども、高齢者などの活動拠点となる公民館なども、新型コロナ感染拡大防止の観点から、臨時休館したとのことでございますけども、公民館の休館期間には、どのような対応をされたのか、利用者からどのような問い合わせなどがあったのか、お聞かせいただけますでしょうか。

○中央公民館長（佐伯芳幸君） 公民館につきましては、令和2年3月5日から6月1日までの間、臨時休館とするため、学習室等、予約されていた各利用団体の代表者に対しまして、電話連絡等により臨時休館をするために、利用ができないことをお伝えいたしました。

利用団体の代表者や利用者からは、臨時休館することについては、やむを得ないと理解をしていただきましたが、いつ再開するのか、再開後には今までと同じように使用することができるかなどの問い合わせを受けました。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） 私のほうにも、利用者の方から、公民館はいつ再開するのかというような、お問い合わせもいただいたところでございます。

この6月2日から公民館は開館が再開をされたということですけども、利用に当たっての使用条件などが示されたというふうに思います。どのような内容であったのでしょうか。また再開したこの6月の利用実績や、最近の利用実績については、昨年と比較してどのくらい影響があるのか教えていただけますでしょうか。

○中央公民館長（佐伯芳幸君） 令和2年6月2日から公民館が再開した際の利用条件についてでございますが、公民館の利用者に対しましては、来館前には検温をしていただくことや、マスクの着用、学習室でのソーシャルディスタンスを確保するための定員の制限、3つの密の防止の徹底、使用後の消毒の実施、利用団体による参加者の把握の徹底などについてお願いしてまいりました。

公民館を再開した本年6月の利用実績であります、5館平均の利用率は39.5%でありました。この数字は1年前の令和元年6月の利用率は66.5%でしたので、前年と比較いたしまして27%、下回りました。また最近ということでございますが、本年の10月の5館の平均の利用率でございますが、53.9%でありました。1年前の令和元年10月の利用率は66.8%でしたので、前年と比較して12.9%、下回っている状況であります。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

公民館の利用率は、1年前と比較して12.9%、下がっているということでございます。この原因としては、どのようにこの分析をされているのか教えていただきたいのと、また利用条件などにも変更を余儀なくされたかというふうに思いますけども、その点についても教えていただけますでしょうか。

○中央公民館長（佐伯芳幸君） 公民館の利用率が下がった原因についてでございますが、利用団体の方々にお話を聞かせていただきましたところ、新型コロナウイルスの感染が収束するまでの間、公民館活動を自粛して

いる団体が複数あるとのことでした。また各公民館における学習室の利用人数に制限を設定したことに伴い、これまで定期的に利用していた学習室では、人数の関係で活動ができないため、活動を中止したり、広い部屋へ活動場所を移動したことにより、利用率が減ったのではないかと考えております。その後、令和2年11月1日からは、学習室の利用人数を上限以内の利用制限に緩和いたしましたので、活動を再開した利用団体もあると考えております。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

活動拠点が再開しても、感染防止のための制約により、感染前の状況に戻ったとは言えない状況であるというふうに理解をいたしました。

この新型コロナウイルス感染症の感染リスクを低減させながら、この自主グループの活動を元に戻すことは容易ではないというふうに思います。

それでは、③の高齢者の健康維持とフレイル予防、また④の健康二次被害にも一緒に入りますけども、このような状況下で、市が行った支援策などがありましたら教えていただけますでしょうか。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 私どもとしてはですね、この新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言、それが解除された後の元気ゆうゆう体操会場の活動を再開する場合の参考にしていただくために、令和2年6月1日付で、東大和元気ゆうゆう体操会場の活動再開に向けたガイドライン、これを作成いたしまして体操グループの責任者に配布いたしました。このガイドラインというものは、体操会場や体操中の留意事項だけではなく、その会場への往復における留意事項も含めたものであります。

それからですね、社会福祉協議会も、このガイドラインに準拠した形で、ふれあいなごやかサロン等の再開に向けたガイドラインを配布しております。自主的な活動の再開というものは、市民の自主的な判断によりますけれども、再開する場合の留意事項というものが明らかになることで、市民、特に活動の責任者の方の判断がしやすくなったものというふうに考えております。

以上であります。

○16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

自宅での時間が多くなった高齢者に対する支援策も必要だというふうに考えますけども、市長の御答弁では、介護予防体操や、栄養面での動画配信などをしたとのことでした。もう少しこの点について、詳しく教えていただけますでしょうか。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 市の公式動画チャンネルにおきまして、元気ゆうゆう体操の動画、約7分30秒ほどのものがございますが、この動画とですね、それからもう一つ、高齢者の低栄養の予防と免疫力アップの調理動画ですね、レシピに関する動画、これ約4分ほどのものがございますが、これを公開したものでございます。

レシピにつきましては、たんぱく質をたっぷり摂取していただくように、豆腐のつくね、ヨーグルトソース添えという名前のものでございまして、誰でも簡単に調理できるという内容であります。

元気ゆうゆう体操のほうは、昨日現在で2,300回以上ですね。それからレシピのほうは1,100回以上、再生されておまして、一定の方に視聴していただいているものと理解しております。

以上であります。

○16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。動画の内容は分かりました。

視聴できる方は、インターネット環境を有する方に限られてしまうというふうに思われます。市長の御答弁でも、課題としてフレイル予防に資する情報を迅速かつ確実に伝えることというふうにしております。インターネット以外の方法では、どのような方法で伝達をしていらっしゃるのか教えていただけますでしょうか。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 介護予防リーダー等に対してはですね、東京都健康長寿医療センターが考案いたしました新型コロナウイルス感染症の下における、自宅で健康に過ごすための取組に関する情報、これ固有名詞としては「本日の8ミッション」と言いますが、これをですね、プリントアウトしたものを郵送によって個別に通知いたしました。

高齢者への伝達につきましては、人から人への口コミ方式、これが確実性が高いと言われておまして、介護予防リーダーなどによる、その健康に資する情報を口でですね、口頭で伝えていただくということで、情報が行き渡るものというふうと考えております。

なおですね、伝達速度につきましては、この方法は課題があると、こういう認識でございます。

以上であります。

○16番（荒幡伸一君） 口コミ方式ということでございますけども、行きにくい人のお宅には誰も行かないんじゃないのかなというふうに考えます。偏りもあるのかなというふうに思います。

そこでなんですけども、防災行政無線を活用できたらどうかなというふうに思うのですけども、いかがでしょうか。例えばこのラジオ体操第1や、体操開始の合図のような放送を、会社でよく行っているような、10時と15時に流して、自宅時間が長くなった高齢者に、身体を、体を動かしてもらうことができればいいのかというふうに思うのですが、この点についていかがでしょうか。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 防災行政無線につきましては、防災情報等の市民の安全・安心に関する情報を伝える目的で設置されております。小学校低学年の帰宅時間の注意喚起につきましても、この趣旨に含まれるものとして放送しております。このような防災行政無線の目的に照らしますと、フレイル予防のための放送というものは、なかなか難しいものというふうに認識しております。

仮にですね、放送することが目的に照らして可能であると、こういう解釈をしたとしてもですね、ラジオ体操そのものを流すことは、連続した音楽がつくために、音同士が重なったりですね、あるいは割れてしまったりというようなことが起こります。

またですね、これからラジオ体操を行いますよというような、体操を促す合図のようなものもですね、そもそも論として、健康維持のための取り組む時間というものは、同一時刻に皆さんが同時に行うものではなくてですね、各市民がそれぞれの生活の時間帯で行うものというふうに認識しておりますので、なじまないものというふうに考えております。

以上であります。

○16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

ラジオ体操でなくても、体を動かしましょうとか、そういうのもいいのかなというふうには思うのですけども、何かこの対策を取らなければならないというふうに実感をしてるところでございます。

この情報の伝達に関しては、なかなか難しい課題があるのかなというふうに思います。それではですね、健康二次被害を防ぐために、この元気ゆうゆうポイント事業の新たな取組を始めていただいておりますけども、この内容について教えていただけますでしょうか。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 新型コロナウイルス感染症の影響を受けまして、高齢者の通いの場のような自

主的な活動はですね、今年の9月の段階でも約4割、それから10月になりましても約3割が休止中というような状況でございます。

それから通いの場というものを再開したとしてもですね、その活動場所である施設の定員上の制限で、毎週参加することができなくなるというような状況もございまして、通いの場に通って行く、その介護予防の活動というものは、相当に制限されているというふうに認識しております。

このため自宅時間が長くなった高齢者においても、積極的に介護予防活動に取り組んでいただくように、個人で行う介護予防活動にも、元気ゆうゆうポイントのポイントを付与するというような特例を定めたものがございます。

具体的にはですね、自宅で20分以上、元気ゆうゆう体操や筋力トレーニングに取り組んだ場合、あるいはですね、先ほども申し上げましたが、健康長寿医療センターが考案した「本日の8ミッション」、こういったものを行うこと。あるいは「本日の8ミッション」の全部ではなくて、歩行20歩を組み合わせるといったものも認めておりますけれども、こういった活動をすることでポイントの付与を認めるという制度を導入したものでございます。

またですね、感染拡大防止、この目的のために、ポイントを景品に交換する場合もですね、郵送によることを認めております。

なおですね、この取組は、新型コロナウイルス感染症の影響を勘案しての特例的な対応でございますので、その影響がなくなれば本来の形に戻す予定でございます。

以上であります。

○16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。特例的な対応ということでございました。

じゃ、次に⑤実態調査について伺わせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の影響で、この自宅時間が長くなった高齢者に、実態調査を行うことの重要性は市長も認められております。そこで実態調査のやり方や、そこでの結果について御説明をお願いをいたします。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 私も毎年ですね、4月から5月にかけて、介護予防把握事業といたしまして、75歳以上の奇数年の高齢者で、しかも要介護、あるいは要支援認定を受けていない方、この方々を対象にいたしましてチェックリストというものを送付いたします。このチェックリストの記入済みのものを回収いたしまして、高齢者の状態像を確認しております。

なおですね、このチェックリストというものは、介護予防が必要な高齢者を早期に発見するための25の質問項目で構成された質問票のことでございます。チェックリストによりフレイルのおそれがある場合には、楽しみマッスル教室などの介護予防教室、これへの参加を勧奨しております。

今年はですね、新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言の時期に、この調査がちょうど重なりましたけれども、調査結果によりますと外出抑制の傾向というものは明確に表れております。さらにですね、心に関するリスクというものも高いというふうに結果が出ております。

以上であります。

○16番（荒幡伸一君） では、ここで八王子市が行ったアンケート結果が、12月2日の読売新聞に掲載をされておりましたので、少し御紹介をさせていただきます。

新型ウイルスの感染拡大による自粛生活が、後期高齢者の心身にどのような影響を与えているのか、八王子市が約5万3,000人を対象にアンケート実施をしたところ、約半数が横になる時間が長くなったと回答したと。

要介護状態になる危険性が高まっていることが分かったということです。調査は今年9月、市内在住の後期高齢者約7万7,000人のうち、介護認定を受けていない人を対象に行われた。回収率8割と高率だったということです。

アンケートの35問のうち、コロナの感染拡大を受けて、横になる、座っている時間が増えたと答えた人が49.6%、歩く速度が遅くなったとしている人は40.9%に達したと。

一方、楽しみや生きがいについては、1が家族や友人との交流51.3%、2が趣味49.4%、3が運動・体操が41.1%となり、コロナが高齢者の楽しみの多くを奪っている状況も分かったと。

この結果を受け、市の高齢者いきいき課の課長は、コロナに対応した新しい生活様式が求められる中、市として介護予防対策をどのように進めていくかを考えていきたいというふうに語っているということです。

市はアンケート結果を基に、複数のリスクが重なった認知機能の低下が疑われたりする9.5%の回答者には、個別に要介護認定の手続きを持ちかけ、介護予防サービスを実施すると。生活機能や栄養状態にリスクがあると判定した34.0%の人には、それぞれのリスクに合わせた介護予防リーフレットを配布するというような記事でございましたので、ぜひこのアンケート結果を参考にいただければというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。

今、紹介をした記事や、これまで伺ってきた内容で、この新型コロナウイルス感染症が、高齢者の健康に相当に影響を与えていることが分かってまいりました。再びこの感染が拡大している現状では、高齢者に限らず、あらゆる世代の健康にも一定の影響を与えているものというふうに思われます。このため健康寿命の延伸についても、全世代に対して働きかける必要があるというふうに考えます。

兵庫県の豊岡市や芦屋市では、高齢者に限らず、広い世代に向けた健康ポイント制度を行っているというふうに伺っております。まず豊岡市の取組について、市で把握してることがありましたら、教えていただけますでしょうか。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 私ども豊岡市に確認したところですね、豊岡市というものは高齢化率が高いだけではなくてですね、生活習慣病患者、これも多いということで、そこからですね、歩くこと、これを基本とした健康まちづくりというものを進めているということでございます。さらにですね、その取組を進めるために健康ポイント制度を始めたというふうに伺っております。

当初はですね、紙でつくったシートにポイントを記録すると、こういう方式でございましたが、平成31年の3月にですね、スマホのアプリ、これ固有名詞で「とよおか歩子」という、こういう名前だそうですが、これを追加してですね、紙とアプリのどちらかを選択した上で歩行量を記録すると、こういう方式になったそうであります。

参加者につきましては、市内在住・在勤の18歳以上であれば誰でも参加できるということでございまして、1日当たりの歩行の目標につきましては、初級だと3,000歩、中級だと6,000歩、上級になりますと9,000歩というふうにレベルごとに分かれております。目標達成で1ポイント獲得ということでございます。このポイントはですね、1ポイント当たり2.5円で換算いたしますが、その使い道といたしまして、幼稚園ですとか小学校への寄附が用意されております。公益心というものをインセンティブに活用いたしました、ユニークな健康事業というふうに認識しております。

なおですね、このアプリの開発につきましては、通常ならば1,000万円以上かかるというふうに言われているところですが、豊岡市の場合には、市内の事業者が、自社の社員向けに開発したプログラム、

これを応用して開発したために、開発費は340万円ほどで済んだというふうに伺っております。

以上であります。

○16番（荒幡伸一君） それでは、芦屋市の事業についても伺ってもよろしいでしょうか。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 芦屋市につきましても伺ったところですね、芦屋市につきましては2025年問題ですね、75歳以上、団塊の世代が全て75歳以上になる2025年問題、これを見据えてですね、芦屋市全体で組織横断的な取組といたしまして、あしや健康ポイント制度というものを立ち上げたというふうに伺っております。

芦屋市の場合には、参加要件というものは20歳以上でございまして、健康づくりに無関心な若年層をメインのターゲットにしているというふうに伺っております。ポイントにつきましては、紙製のカードに職員がスタンプを押すという方式でございまして、アプリのようなものは使用していないということでございます。ウォーキングなどの健康維持活動にポイントを付与するというところでございますが、さらにそれに加えてですね、芦屋市の各課が主催いたします様々なイベントに参加することでも、ポイントを付与するというふうにしております。

対象のイベントとしましては、健康教室のようなものももちろん含まれますが、それに限らずですね、消費生活セミナーですとか、あるいは飲食店を応援する「#芦屋エール飯」なども含まれております。健康ポイント事業でありながら、市の各種の事業の参加率向上も意図しているところが、非常にユニークであるというふうに認識しております。

またですね、ポイントを獲得する期間というものが固定されておまして、その期間の最初と最後に、からだ測定会というものを受けていただくということになっております。体組成ですとか血圧、筋力などを測定してですね、身体状態の変化を参加者自身が確認できるようになっております。

なおですね、この芦屋市の健康ポイント制度は申込み制でございまして、先着300人までということになっております。ポイントと交換する景品というものは、ウォーキングシューズですとか、あるいはフルーツジャムのセットというものなど、種類は豊富に用意しておりますが、この景品につきましても抽せん制ということでございます。

以上であります。

○16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

豊岡市や芦屋市の取組は、この幅広い世代を対象にしており、また教育施設への寄附金や、市のイベントへの参加率向上といった副次的な、この効果もあるようでございます。

当市では、元気ゆうゆうポイント事業がございますけども、この事業の対象者を全世代に拡充して実施するお考えはございませんでしょうか。拡充することで豊岡市や芦屋市と同じように、この副次的な効果も期待できるのではないかとこのように思いますけども、その点についていかがでしょうか。

○福祉部長（田口茂夫君） これ一般論というふうなことになるかと思いますが、現在、当市で行っております元気ゆうゆうポイントにつきましては、紙ベースで実施をしておりますが、一般的な、広くということになりますと、アプリなどの活用をすることによりまして、若年層の参加もしやすくなるものかなというふうには考えております。

また先ほど参事のほうから答弁をさせていただきましたように、豊岡市のように、このアプリに関しましても、比較的安価で導入できたというふうなところにつきましては、大変まれであるのかなというふうに思っております。特に新型コロナウイルス感染症による経済の影響を考えますと、市の財政状況を鑑みますと、この

多額の経費についてはなかなか難しい面があるかなというふうに思っております。

また芦屋市のようにですね、市の各種の事業への参加率向上、また今議員からもお話がありましたとおり、副次的な要素などにつきましても、大変ユニークなものとしては認識しております。市としても、検討の余地がある部分はあるかなというふうには思っておりますけれども、ポイント付与の対象となる活動が広過ぎるというふうなことになりますと、逆な面としまして課題も出てくるのかなと、目的がちょっと曖昧になるかなというふうなところも考えております。

市といたしましては、今年ですね、健幸都市宣言を実施させていただいておりますけれども、健幸都市の実現に向けました東大和市の健康寿命延伸取組方針のアクションプラン、こちらのほうも作成しております。今後、このプランに基づき、幅広い世代の方々に対しましても、この健康寿命の延伸を図るための様々な施策、企画などが実施していくということになるかと思いますが、それぞれの、今議員から御提案のありました全世代型のポイントの付与につきましては、この経費と事業効果、こういったことを勘案しながらですね、この健康ポイント事業につきましても、情報収集を研究をしまいたいと、このように考えております。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

様々、問題や課題はあるかというふうに思いますけれども、この新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響、まだまだ続くというふうに思われますので、より緊張感を持って、市民の健康面を考えなければならないというふうに思います。横になる時間が増えた、歩くのが遅くなったとの、このアンケート結果が、八王子では出ているわけでございます。とにかく体を動かす、このきっかけづくりが大事だというふうに思いますので、その点を踏まえて検討していただくことを要望いたしまして、次の質問に移らせていただきます。

○議長（中間建二君） ここで5分間休憩いたします。

午前10時 3分 休憩

---

午前10時 7分 開議

○議長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○16番（荒幡伸一君） それでは、2番のヤングケアラーについてお伺いをいたします。

市長の御答弁では、ヤングケアラーの実態は把握できていない現状であるとのことでしたが、児童・生徒と身近に関わる学校という場で、個別の事案としてヤングケアラーと思われる児童や生徒を把握したといったことはございましたでしょうか。

○学校教育部参事（佐藤洋土君） ヤングケアラーと思われる個別の事案についてであります。現時点において学校からの相談等はなく、教育委員会として把握をしている状況にはございません。

以上です。

○16番（荒幡伸一君） 日本教育新聞の厚労省ヤングケアラー早期発見へ報告書というような記事が、10月12日に出ておりましたので、その点についてちょっと御案内をさせていただきます。

この報告書では、各地で実際にどのようなヤングケアラーがいて、どのように対応したかを収録したということです。不登校の小学校6年生の事例では、下に4人のきょうだいがいて、保護者からはネグレクトされている状態にあり、きょうだいの世話をしていた、不衛生な家庭環境にあり、食べ物も欠乏していた。学校をはじめ関係する自治体の各部署の働きにより、保護者には生活保護費を正常な生活に使うよう指導するなどして、

この児童は学校に足が向くようになったとしている。

鬱病のため、家事全般、金銭管理ができない母親と暮らす中学校3年生は、受験期にもかかわらず家事を担っていた。生活保護を担当するケースワーカーが状況を把握、ヘルパーの派遣などを通して、生徒の進路選択に関して、生涯、自分が母親と同居し、面倒を見なければならぬという意識を改めて視野を広げられたという。ほかにも親とは別居し、家事ができない祖父と同居している中学校3年生などを紹介している。

新潟県南魚沼市では、市の教育委員会が民間団体に協力し、平成27年に小中学校の教職員を対象として、ヤングケアラーに関する実態調査を行っている。この調査をきっかけに、教職員や民生委員などの間に、自分たちが関わっている子供たちの中に、ヤングケアラーがいるという認識が広まったという。学校ではヤングケアラーをはじめ、気がかりな子供がいると、市の教育委員会に対してスクールソーシャルワーカーの派遣を求める。その子供の家庭の状況を調べ、手を差し伸べていく体制を整えている。

注意点として、忘れ物が多い子供に対して、親が悪い、子供がだらしないという見方にとどまるのではなく、実は何か困っていることがあるのかもしれないという視点を持つことが重要だとする考え方を紹介している。

同市の体制整備からは、義務教育期間内での発見が重要として、教職員、特に小学校は、毎日、子供の様子を見ている大人であり、学校での子供の小さな変化にも気づきやすい立場にあるため、ヤングケアラーに限らず、子供の困り事を発見する重要な役割を持っているとまとめた。

早期発見のための確認項目例は、健康に生きる権利、教育を受ける権利、子供らしく生きる権利の3観点で整理した。

健康に生きる権利では、給食時に過食傾向が見られる、何度もおかわりをする。病院に通院、受診できていない、服薬できていないなどを挙げた。

教育を受ける権利では、学校に行っているべき時間に、学校以外で姿を見かけることがある。保健室で過ごしていることが多いなどを示した。

子供らしく生きる権利に関しては、幼いきょうだいの送迎をしていることがある。年齢と比べて情緒的成熟度が高いといった観点を例示しているというような内容の記事でございました。

ここで2番に移りますが、児童・生徒が家族の介護や兄弟の世話などで大変であるとか、困っている等の話があったとき、学校ではどのように対応されているのか、教えていただけますでしょうか。

○**学校教育部参事（佐藤洋土君）** 児童・生徒本人から、学校の教員がヤングケアラーに関するような相談を受けた際には、児童・生徒本人からの聞き取り内容を踏まえて、学校から子ども家庭支援センターですとか、市の関係部署、あるいはスクールソーシャルワーカーへつなぐ対応が必要になるケースが出てくるものと考えております。

以上です。

○**16番（荒幡伸一君）** ありがとうございます。

では、次に高齢者の総合相談の窓口である高齢者ほっと支援センターなどでは、ヤングケアラーに関する相談や、その対応などに関する事例などがございましたら、教えていただけますでしょうか。

○**福祉部長（田口茂夫君）** 市内には3つの高齢者ほっと支援センターがございます。また高齢介護課におきまして、このヤングケアラーに関する御相談ですとか、その状況に関するような事例につきましては、現時点では確認はできておりません。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） それでは、家族がこの障害などのケースも考えられるのではないかとこのように思いますけれども、東大和市社会福祉協議会や、総合福祉センター は～とふるではいかがでしょうか。

○福祉部長（田口茂夫君） 東大和市社会福祉協議会、またあるいは総合福祉センター は～とふる、さらには障害福祉課におきましてもですね、高齢者と同様に現時点では確認はできておりません。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） それでは、子ども家庭支援センターにおいて、このヤングケアラーに関する相談といったものもございませんでしょうか。

○子育て支援課長（新海隆弘君） ヤングケアラーである子供からですね、直接相談を受けるといった案件はございませんが、子ども家庭支援センターが調整機関となっている要保護児童対策地域協議会において、子供が適切な監護を受けていない虐待ケースの中にはですね、病気の家族を子供が介護していたりとか、親の代わりにきょうだいの世話をしているといった場合がございます。

以上です。

○16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

そのような家庭を把握した場合、市としてはどのような対応をされているのか、教えていただけますでしょうか。

○子育て支援課長（新海隆弘君） 例えば病気の家族が適切な医療につながっていないですとか、必要な介護サービスにつながっていないといったことがないかなどを、家族状況について情報収集し、市の関係部署をはじめとした関係機関と連携し、必要な支援につなげるための方法等を検討するなど対応しております。

以上です。

○16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

今後は、今御答弁をいただいたような、この支援が大事になってくるのかなというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

御質問は以上でございますけれども、子供が家族のお手伝いをする、きょうだいの世話をするなど、ケアを行うこと自体が否定されるべきではないというふうに思いますが、ケアが重い負担となり、子供自身の生活や教育に影響が生じてしまうことがないように、子供たちの声なき声をキャッチして、まずはこの社会全体で実態を把握し共有することが重要であります。今後、国が実施する実態調査の結果も参考にしながら、これまで以上に市をはじめとした関係機関が連携し、この必要な支援を行っていくことを要望いたしまして、次の項目に移らせていただきます。

では、次に3番、適切な教育環境についてお伺いをいたします。

まず1番目の小中学校体育館への空調設備設置後の使用状況と課題についてでございますけれども、空調設備設置後、私も第一中学校の体育館で、この体験をさせていただきましたけれども、すぐに涼しくなって、風の心地よさに驚いたところでございました。

市長の御答弁にも、児童・生徒及び教職員からは、涼しく快適な環境の中で活動ができたというふうにありますように、東大和市の未来の宝のために、他自治体に先駆けて設置していただいたことに、改めて感謝を申し上げます。

小中学校の体育館は、社会教育団体への貸し出しを行っておりますけれども、社会教育団体の使用においても効果を期待しているところでございます。現在も体育館を利用されているというふうに思いますけれども、この

空調設備の使用は可能になっているのかどうかお伺いをいたします。

○社会教育課長（高田匡章君） 社会教育団体による小中学校施設の使用につきましてはですね、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けまして、令和2年3月2日から使用を中止しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を守っていただくことを条件として、6月13日から使用を再開したところであります。

空調設備の使用につきましては、現在ですね、今後の使用に向けて各学校と調整を行っているところであり、使用開始時期につきましても、その中で合わせて調整してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

やはり安全・安心に長く使用していただきたいというふうに思いますので、使用上の注意などを徹底するべきであるというふうに考えますけれども、周知方法などはどのようにされるお考えなのか、お伺いをいたします。

○社会教育課長（高田匡章君） 社会教育団体の空調設備の使用に当たりましては、児童・生徒の皆様は、常に快適な環境の中で学校生活を送っていただくことができるようですね、丁寧に使用していただく必要があります。

空調設備の操作方法、使用に当たっての注意事項等につきましては、使用開始時期と合わせて、現在、各学校と調整を行っているところでありますので、準備ができ次第、各団体の代表者に文書で通知し、周知してまいりたいと考えているところであります。

また学校と調整をした上での話となりますが、操作盤の近くに操作方法や注意事項等を掲示してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） ぜひよろしくお伺いをいたします。

空調設備の設置については、補助金を活用することができましたけれども、設置後の電気代や、このメンテナンスなど、維持管理に対する国や東京都からの補助金はないのでしょうか。把握されているようでしたら、教えていただけますでしょうか。

○建築課長（中橋 健君） 現在のところ空調設備設置後のですね、維持管理に対する国や東京都の補助金につきましては把握してはございません。引き続き補助金の動向について、把握、注視してまいりたいと考えております。

以上です。

○16番（荒幡伸一君） よろしくお伺いをいたします。

では、②の各教室の空調設備の清掃についてお伺いをいたします。

空調設備のメンテナンスの理想としては、3年ごとに機械内部の分解清掃をすることによって、性能が保たれるというふうに知人より伺いました。本市では、定期的にフィルター清掃は行っているとのことでしたが、内部清掃についての実施状況、どのようになっているのかお伺いをいたします。

○建築課長（中橋 健君） 内部清掃につきましては、現在実施はしておりません。不具合が発生した際には、速やかに対応できるように、年間を通して保守点検委託契約を結び、機器の維持管理に努めているところでございます。

以上です。

○16番（荒幡伸一君） 内部清掃は実施していないということでございましたけども、実際にこの不具合が発生したようなケースが、これまでにあったのかなかったのか、教えていただければというふうに思います。そのときに、どのような対応されたのかも、もしあるようでしたらお伺いをいたします。

○建築課長（中橋 健君） 普通教室や特別教室に、新たに設置いたしました空調機につきましては、これまで幾つかの不具合がありました。保守点検委託受託者においてですね、消耗品等の部品交換などをして改善をいたしております。

以上です。

○16番（荒幡伸一君） このコロナ禍になって、定期的に換気をするなど、授業状況も変わってきているかと思えます。空調設備の効き具合などの、このチェックが必要ではないかというふうに考えますが、その点についてはいかがでしょうか。

○建築課長（中橋 健君） 各教室の空調設備につきましては、日常のチェックという意味ではですね、ふだん利用してる中で、何か不具合が発生した際にはですね、保守点検委託の受託者へ連絡いたしまして、速やかに点検及び修理を行うこととしております。

また定期点検といたしましては、5年から6年ごとに、または運転時間が1万時間に到達した時点でですね、機器の内部を詳細に点検することとなっております。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

児童・生徒にこの授業の影響がないように、しっかり考えていただければというふうに思いますので、よろしくお伺いをいたします。

では、3番の照明のLED化についてお伺いをいたします。

学校の照明器具が古く、照度が暗いように行くと感じるんですけども、照度の調査に関してはどのように行っているのかお伺いをいたします。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 学校におけます照度の調査につきましては、各学校2か所程度を対象といたしまして、例年11月から翌年の1月にかけて学校薬剤師の先生に実施していただいております。

調査の方法につきましては、教室内、黒板等を調査箇所といたしまして、照明の点灯どき、消灯どき、カーテンの開いている状態、閉まっている状態などの状態において照度計で計測をしております。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

当市の小中学校の校舎は、南向きに建てられておりますので、この日が出ているときは明るく感じますが、曇天のときは暗く感じます。実感をしてるところですけども、カーテンを開けて、閉めて、両方で照度の調査をしてるということですので、その点については安心をいたしましたけども、これからこのGIGAスクールが始まるわけですので、1人に1台の端末が導入されることを考えますと、この照度が足りているかどうか、心配してるところでございますけども、授業等に影響が及ぶことがないかどうか、お伺いをいたします。

○建築課長（中橋 健君） 照度の調査結果ではですね、各教室におきまして照度基準は満たしているところがございますが、照明器具が老朽化していますことから、その劣化に伴いまして、十分な照度を保つことが難しくなっていると考えてるところでございます。照明器具の更新は必要と認識しているところがございます。

ので、今後ですね、長寿命化改修など、大規模な工事のタイミングと合わせて、検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○16番（荒幡伸一君） では、最後の質問になりますけれども、お隣の小平市の取組を紹介をさせていただきましても、小平市は今年度中に省エネ対策や電気代などの経費削減を図るため、市内小中学校の照明をLED化する事業を進めています。この事業は市と契約した事業者が、電気料金の削減分で、必要な経費を賄うESCO事業で実施するという事です。事業者との契約期間は2035年度までで、建て替え中の1校を除く、市内小中学校26校が対象になると。LED化で、電気料金が前年比でおよそ60%削減できるほか、二酸化炭素の排出量を抑制する効果も期待されるということでございます。お隣の小平市のように、このESCO事業で実施するようなことは考えられませんか。

○建築課長（中橋 健君） ただいま御紹介いただきましたESCO事業につきましては、当市の学校施設におきまして活用の可能性などですね、今後ですね、研究していきたいと考えているところでございます。

以上です。

○16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。前向きにですね、御検討いただければというふうに思います。児童・生徒のことを第一に考えていただいて、この照明のLED化もそうですけれども、適切な教育環境が保てるように、学校側の意見を聞きながら検討していただきますよう、よろしく願いをいたします。

では、最後の質問に移らせていただきます。

それでは、地域経済の振興策についてでございますけれども、今定例会での一般会計補正予算での質疑と多少重なる部分があるかと思っておりますけれども、よろしく願いをいたします。

今年11月末に、さらなる新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、Go To Eatキャンペーンをはじめとする様々なこの景気対策において、利用を控えるようにと注意喚起がなされるなど、社会経済活動において、依然として厳しい状況下にあるというふうに思いますが、一方で経済との両立も重要であるというふうに考えております。

そこで、まず市が取り組まれた景気喚起策について伺いますが、市長の御答弁では想像を超える反響と期待以上の効果があったということでございました。具体的にどのような効果があったのか、お伺いをいたします。

○産業振興課長（小川 泉君） 地域活性化ポイント還元事業の効果であります。9月の1か月間と11月の計2か月間、キャッシュレス決済によります30%ポイント還元キャンペーンを実施いたしまして、9月の決済額が8,584万8,447円、11月が1億4,063万6,246円、2か月の売上げ合計が2億2,648万4,693円となっております。これはキャンペーンを実施する前の7、8月の2か月間における同キャッシュレス決済額、これが約2,110万円でしたが、これの10.7倍程度の売上げとなっております。

また、本キャンペーン以前には、同キャッシュレス決済を導入している事業者が、市内で183店であったのに対しまして、11月のキャンペーン対象店舗は328店となるなどですね、実施に伴いまして145店が新規に登録をされております。

市内事業者の売上げ増加、市内経済の活性化に寄与するとともに、新型コロナ感染拡大防止策として、キャッシュレス決済の普及を促し、新しい生活様式の推進にも結びついたものというふうに考えているところでございます。

なおですね、令和2年第1回東大和市議会臨時会の第4号補正予算の御質疑におきまして、予定しているキ

キャッシュレス事業者の市内参加店舗数が、大型店を除き270というふうに申し上げましたが、後に詳細を確認させていただきまして、1つの店舗で、店とテイクアウト分、こちらを分けて登録していたといったことなどもございまして、実店舗数が異なっていたことを申し添えさせていただきます。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

このたびのPay Payポイント還元キャンペーンは、新型コロナウイルスの感染拡大で大きく落ち込んだ地域経済の底上げに大変効果があったということが分かりましたが、効果の分析と申しますか、この業種ごとの利用状況などについて、その詳細がお分かりなるようでしたら、お伺いできますでしょうか。

○産業振興課長（小川 泉君） 利用状況でございますが、決済されました金額ベース、こちらのほうで申し上げますと、飲食関係が全体の約30%、各種小売店が約50%、理美容を含みますサービス業が約15%、残りがその他、交通、医療などとなっております。

なお、利用されました店舗割合で申し上げますと、飲食関係、各種小売、サービス業、それぞれ約30%ずつというような結果になってございまして、業種に偏らない利用がなされたものというふうに捉えております。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） 詳細にこのデータ分析されており、ありがとうございます。

私も公明党としまして、景気全体の浮揚や、需要の増加を図る対策が必要であるというふうに考えておりますので、こうした取組を応援していきたいというふうに思います。

次に、この好評なPay Payポイント還元キャンペーン同様に、支援策として新たなスタイルの観光事業にも取り組まれているという御答弁でございましたけれども、具体的にどのような事業に取り組まれているのか、お伺いをいたします。

○産業振興課長（小川 泉君） 新たなスタイルの観光事業でございますが、昨年まで市内の和洋菓子、パンの店舗を巡りながら、試食を楽しむスイーツウォーキング事業を行ってまいりましたが、新型コロナ対策として密集、密接を避けた運営により、何とか開催しようと実行委員会が動き出しまして、実施スタイルを見直して開催をいたしました。

具体的には参加店舗でお買物をしていただくときのレシートを集め、そのレシートの合計額5,000円以上を一口として御応募いただき、応募者の中から抽せん等で80名の方々に、参加店舗のスイーツ等詰め合わせをプレゼントするというものでございまして、10月、11月の2か月間実施し、319件の御応募をいただいたところでございます。

また参加店の枠組みにつきましても、東大和市スイーツウォーキング実行委員会が、「#東大和エール飯」を主催いたします東大和エール飯プロジェクト実行委員会と協力し合い、飲食店応援プロジェクトとして参加店舗の拡大を行い、飲食や物販を含めた50店が参加をしております。参加店舗には、東京都発行、感染防止徹底宣言ステッカーの掲示を要件といたしましたことから、感染症、感染拡大防止の徹底にも役立ったのではないかと申します。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

様々な、この開催方法の工夫と、感染拡大防止にも取り組まれており、観光事業を上手に活用した事業者支援を継続していただきたいというふうに思います。さらにこうした観光事業の取組ですとか、複合的な事業の

取組として予定されているものがありましたら、お伺いをいたします。

○産業振興課長（小川 泉君） 複合的な事業の取組予定でございますが、現在のところ具体的な計画はございません。東大和観光ガイドの会が、市内の見どころを案内すると同時に、市内の店舗紹介も含みます、現在動画などを作成しております、こちらをユーチューブにアップする取組を始められております。こうした情報発信の活用なども、今後の可能性というものが非常にあるなどというふうに思っておりますので、引き続き新たな観光事業のスタイルを検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） 今後のお取組みにおいて、具体的計画がないというようなことでございましたけれども、今回お伺いした中での創意工夫や、外部との協力関係の構築、そしてコロナ禍における有効策を探りながらのこの事業実施と、ピンチをチャンスとして生かすようなお取組みとして努力されたものというふうに考えます。ぜひともこうした新たな切り口による事業について、積極的に検討を進めていただければというふうに思います。

最後に、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて困っている、この中小企業に対する支援金などのお取組みについてお聞きしたいというふうに思います。そこで、まず東大和市が実施した中小企業者等応援助成金の実績についてですね、お伺いをいたします。

○産業振興課長（小川 泉君） 東大和市中小企業者等応援助成金の実績でございます。令和2年8月25日から11月30日まで受付を行い、申請が326件、審査済みのうち、要件を満たさない申請が11件、現在までにございまして、最終的な審査がまだ済んでいないといった状況でございますが、最大で315件となる見込みであります。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） 申請件数については、事業所家賃が発生していることを要件とされていたこともあるのかというふうに思いますけれども、予定されていた件数と比較して少なかつたのではないかとというふうに思います。

こうした公的支援について、今回は千葉県松戸市の事例を参考に御質問させていただきましたが、国の持続化給付金の対象とならない市内の中小企業者等に対する支援金などについても、この新型コロナウイルス感染症の影響が長引くにつれて、その必要度がさらに増しているというふうに感じております。新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響を受けた公的支援の対象とならない事業者支援についてのお考えを、再度お伺いいたします。

○産業振興課長（小川 泉君） 中小企業等への支援策についてでございます。

市長答弁にもございましたとおりですね、現在、中小企業者等応援助成金による支援効果を見極めているところでございます。議員のおっしゃられます国の持続化給付金の対象とならない、減収率が5割未満、こういった事業者を対象とした支援策につきましては、東大和市商工会や関係団体と調整を図りながら、研究してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

今回のこの質問では、地域経済の振興についてお伺いをいたしました。キャッシュレス決済事業の効果や、新たな観光事業のお取組みなどもお聞きをいたしました。新型コロナウイルスの感染拡大防止と社会経済活動

の両立において、私ども公明党も、推奨する社会経済構造の転換にも大きく貢献したのではないかと捉えております。引き続きこうしたお取組みを継続していただくとともに、ぜひとも国の持続化給付金の対象とならない市内の中小企業等に対する支援策についても、進めていただければというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。

以上で、私の一般質問は終了させていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（中間建二君） 以上で、荒幡伸一議員の一般質問は終了いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時41分 休憩

---

午前10時50分 開議

○議長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◇ 佐竹康彦君

○議長（中間建二君） 次に、15番、佐竹康彦議員を指名いたします。

[15番 佐竹康彦君 登壇]

○15番（佐竹康彦君） 議席番号15番、公明党の佐竹康彦です。通告に従いまして、令和2年第4回定例会における一般質問を行います。

今回、私は大きく4つの点にわたって質問いたします。

1点目は、東大和市における行政のデジタル化推進についてです。

本年初頭から現在に至るまで、新型コロナウイルスが全世界で猛威を振るっており、多くの貴い命が失われました。心よりお悔やみ申し上げますとともに、人類全体で新型コロナウイルスへの対策に、明け暮れた1年であったことを改めて痛感いたします。

我が国においても、コロナ禍における新しい生活様式の実践など、以前とはかなり相違した社会生活を余儀なくされており、生活や仕事の様々な場面で多くの国民が困難を抱えながら、それぞれの立場で新たな取組に苦闘をしております。コロナとの共生をせざるを得ない時代に対応した、新たな社会の在り方を構築していかなければなりません。その中でこれまで以上に注目され、必要性、緊急性が実感されているのが、多方面におけるデジタル化の推進であると考えます。

特に地方自治におけるデジタル化は、特別定額給付金をはじめとしたコロナ禍対策を進める中で、その有用性や必要性が多くの人々に理解されてきたものと考えます。現在、東大和市においては、教育分野において、他自治体に先駆けてGIGAスクールの強力な推進をしていただいております。前定例会で確認をさせていただきました。今定例会におきましては、行政全般にわたる総合的なデジタル化の推進に関して、市はどのような考えを持ち、今後どのように推進していくのかということ、第四次情報化推進計画の進捗状況を踏まえつつ、幾つかの個別的な課題を取り上げて確認をさせていただきたいと考え、以下、質問いたします。

①第四次東大和市情報化推進計画の進捗状況について。

ア、平成31年度より開始された「第四次東大和市情報化推進計画」について、現時点での成果をどのように捉えているのか。

イ、計画最終年までの課題とそれに対する取り組みをどのようにしていこうとしているのか。

②行政のデジタル化の推進について。

ア、行政のデジタル化推進によるメリットはどのようなものか。

a、市の業務上のメリットについて。

b、市民のメリットについて。

イ、さらなるデジタル化推進で効率化される市の業務はどのようなものか。

ウ、行政手続のオンライン化に関して、市におけるマイナポータル（びったりサービス）の活用状況はどのようなになっているのか。

エ、市の事務事業における押印廃止や書面主義の見直しに関する市の認識はどのようなものか。

オ、給付金などの行政手続を「申請主義」から、申請をすることなく行政サービスを提供する「プッシュ型」に切り替えていくことについて、市の認識はどのようなものか。

カ、データ利用に関して、市民自らが同意の上でデータを提供し成果を還元する「オプトイン方式」の実施に関する市の認識はどのようなものか。

キ、高齢者や障がい者も含め、すべての市民が使いやすいようにユニバーサルデザインを念頭に置いた設計への取り組みに関して、市の認識はどのようなものか。

ク、デジタル化の推進によって市職員の業務のあり方はどのように変化するのか。それが市民サービスに与える影響についてどのような認識を持っているのか。

ケ、地方自治体におけるデジタルトランスフォーメーションの推進について、現段階での市の見解はどのようなものか。また、今後の取り組みに対する市の考えを伺う。

コ、今後のさらなるデジタル化の推進に関し、一体的・総合的に取り組む部署の設置や外部人材の登用も検討すべきと考えるが、市の見解はどうか。

2点目は、居住支援の強化についてです。

人の暮らしの基本である衣食住のうち、住まいは生活の最大かつ重要な要素であり、全世代型社会保障の充足を考える上でも欠かせない基盤です。しかし、全国的に空き家等が増加する一方で、政府の資料などを見ると、高齢者や障害者、低所得者、ひとり親家庭等の住宅確保要配慮者も増加傾向にあるようです。

これらの方々が安心して生活できる住居の確保に苦労している様子を、私も日頃の市民相談の機会を通じて伺っているところです。また全国的に頻発する災害によって、それまでの住居に住むことが難しくなった被災者への対応も、居住支援の観点から自治体は念頭に置かなければいけないものと思います。

そして新型コロナウイルスの影響が長期化する中、家賃や住宅ローンの支払いに悩む方々も増加しているとの報道も散見されるところです。住まいと暮らしの安心を確保する居住支援の強化は、国を挙げての重要な課題であり、東大和市においても同様に大きな課題ではないかと考えております。そこで、住居確保給付金の利用状況や支援期間延長について、また住宅セーフティネット制度の活用など、個別の施策状況を確認させていただきながら、今後の取組についての市の見解を伺いたく、以下、質問いたします。

①市における住宅確保要配慮者について。

ア、現状を市はどのように捉えているのか。

イ、課題とその解決に向けた現状の取り組みはどのようなものか。

②コロナ禍における居住支援について。

ア、生活困窮者自立支援制度における住居確保給付金の利用について、市における現状はどのようなになって

いるのか。

イ、住居確保給付金の支援期間終了後のさらなる居住支援に関して、市はどのように取り組んでおられるのか。

ウ、住宅セーフティネット制度の活用について、市における現状はどのようになっているのか。

③居住支援に関する一体的な取り組みについて、現状と今後の取り組みに関する市の見解を伺う。

3点目は、調べ学習についてです。

コロナ禍の影響により、この1年間、学校教育の現場では、過去に経験のないような様々な事柄に対処しながら、試行錯誤を繰り返しての教育活動であったかと推察いたします。教育委員会をはじめ、各校の教職員の皆様には、その懸命なお取組を続けてくださっていることに改めて感謝申し上げます。

その中で、本年度の図書館を使った調べる学習コンクールの取組状況はどのようなものであったのかを、また現在お取組いただいているGIGAスクールの進展において、ICT化の推進が調べ学習にどのような影響を与えるのか、その課題と今後の取組を確認させていただきたいと考え、以下、質問いたします。

①「図書館を使った調べる学習コンクール」について、令和2年度の取り組みと成果はどのようなものであったか。

②学校教育におけるICT化の推進が、調べ学習に与える影響について、市はどのように認識をしているのか。また、課題とそれに対する今後の取り組みについての見解を伺う。

4点目は、児童虐待に関する関係機関との連携強化についてです。

子供たちは両親や親族はもちろんのこと、地域や社会にとってもかけがえのない存在であり、新しい世界を担う未来の宝の人たちです。1人残らず幸せな幼少期を過ごして、健全に成長して行ってほしいと心から願わずにはいられません。しかしながら、全ての子供たちにとって安心して成長できるような環境が整っているかどうかという、現実には厳しい側面があります。

特に児童虐待は、毎年のように各地で痛ましい事例が発生しています。対応件数を見ると、統計を取り始めた平成2年度以降、増え続けており、厚生労働省の令和元年度児童相談所での児童虐待相談対応件数の速報値によると、昨年度は前の年度より3万3,942件増加の19万3,780件、率にして21.2%増えて、過去最多を連続更新しました。

また令和2年の1月から7月の速報値についても、前年同月比で増加している月が5か月あり、全体的に前年度よりも増加しています。コロナ禍の影響による児童虐待事例が増えている可能性が指摘されているところです。子供の命を守る児童虐待対策において、重要な取組の1つが、各関係機関の連携強化と迅速な対応であると認識しております。

各機関が積極的に情報を共有しながら、迅速に虐待事案に対応することは子供の命に関わることでありますので、特に強化をお願いしたいところです。そこで、児童虐待対策における関係機関との連携の現状と今後の強化の在り方について、コロナ禍での現状も踏まえつつ確認をさせていただきたいと考え、以下、質問をいたします。

①コロナ禍における児童虐待への対応について、関係機関との連携した取り組み状況を伺う。

②今後の連携強化に関する市の見解を伺う。

壇上での質問は以上とし、再質問につきましては御答弁を踏まえ自席にて行います。

よろしくお願い申し上げます。

[15番 佐竹康彦君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 皆さん、おはようございます。

初めに、東大和市における行政のデジタル化推進についてであります。第四次東大和市情報化推進計画の現時点での成果につきましては、令和2年11月末時点で、達成が4項目、一部達成が15項目、未着手がゼロ項目であります。現時点で平成31年度末と比較しますと、達成項目が2項目増加となっております。計画最終年の令和3年度末までの課題と取組につきましては、多額の経費を要する装置やシステムが必要な項目について、財政的な措置が課題であり、引き続き国からの補助等の動向を注視してまいりたいと考えております。

次に、行政のデジタル化の推進についてであります。市の業務上のメリットにつきましては、従来は職員が行っていた定型的業務の自動化による効率化、他の市民サービスへの人材活用が可能になることであると考えております。また市民の皆様へのメリットにつきましては、行政手続のオンライン化が進むことにより、来庁に要する時間や、申請書に記入する手間の削減、受付時間の拡大など、利便性が高まるものと考えております。

次に、さらなるデジタル化推進で効率化される市の業務についてであります。手作業等で行っている単純作業で処理量が膨大な事務において、デジタル化による業務効率化が見込まれることから、自動処理できるシステムの導入を検討してまいります。

次に、行政手続のオンライン化についてであります。市におけるマイナポータルの中のぴったりサービスの活用状況につきましては、市での環境整備は整えておりますが、現在ほとんど利用されていない状況であります。

次に、押印廃止や書面主義の見直しに関する市の認識についてであります。デジタル化の推進と併せて、押印廃止や書面主義の見直しを行うことで、業務の効率化が図られるとともに、市役所に行かない、待たない、書かないなど、利用者の立場に立った行政サービスの実現が可能になるものと考えております。

次に、申請主義からプッシュ型への切り替えについてであります。令和2年度に実施しました新型コロナウイルス対策に係る国の特別定額給付金におきましては、プッシュ型であれば給付を迅速に行い、市民の皆様の申請に係る負担軽減を図ることが可能であると考えられますことから、今後の国の動向等を注視し、市として導入できる方法等を研究してまいりたいと考えております。

次に、データ利用に関して、市民自らが同意の上でデータを提供し成果を還元するオプトイン方式についてであります。例えば導入市の事例では、本人が健康状態に関する個人情報を提供することから、個人情報を厳重に取り扱う必要があると考えております。

次に、ユニバーサルデザインを念頭に置いた設計についてであります。ユニバーサルデザインとはデジタル化により、年齢その他の違いにかかわらず、全ての人にとって使いやすい環境を目指すことであると認識しております。情報機器の所有の有無による情報格差等が生じないよう、全ての人に優しい制度設計を研究してまいります。

次に、デジタル化の推進による市職員の業務の在り方の変化についてであります。デジタル化による自動化の促進により、単純作業や定型的な作業は減少し、人間でないとできない意思決定や相談業務などに移行していくと想定しております。また市民サービスに与える影響につきましては、業務の効率化が推進され、人材を相談業務、その他に活用することが可能になり、市民サービスの向上を図ることができると想定しております。

次に、地方自治体におけるデジタルトランスフォーメーションの推進について、市の見解と今後の取組についてであります。自治体のデジタルトランスフォーメーションとは、デジタル技術を活用して行政サービスを変革することです。デジタル化を活用して、どのように市民サービスの効率化を実現するかが重要であると認識しております。現在、国におきまして、自治体のデジタルトランスフォーメーション推進計画を策定中であり、自治体に取り組むべき施策と、国による促進策が盛り込まれると聞いております。この動向を注視しつつ、市の最適な取組を研究してまいりたいと考えております。

次に、今後のさらなるデジタル化の推進に関し、部署の設置や外部人材の登用についてであります。今後、デジタル化の推進に向け、国や東京都、他自治体の動向を情報収集しつつ、組織の在り方や、外部人材登用なども検討したいと考えております。

次に、住宅確保要配慮者についてであります。国の資料によりますと、全国的に住宅確保要配慮者は増加傾向にあります。当市の現状につきましても、これと同様の傾向にあるものと認識しております。

次に、課題とその解決に向けた現状の取組についてであります。市における住宅確保要配慮者の状況把握が課題の一つと捉えており、現在策定中の市営住宅のあり方に関する方針の中で、不動産業界との連携などを位置づけ、取り組んでいくこととしております。

次に、生活困窮者自立支援制度における住居確保給付金の利用についてであります。住居確保給付金につきましては、令和2年4月20日より支給要件が、給与等を得る機会が、個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、離職や廃業と同程度の状況にある者も対象となり、さらに求職活動要件なども緩和されております。このことから住居確保給付金の申請も増加し、令和2年10月末までには、新規支給決定件数は74件となっております。

次に、住居確保給付金の支給期間終了後の居住支援に関する市の取組についてであります。住居確保給付金の相談・受付対応を行っている東大和市暮らし・しごと応援センター そえるが、継続的な支援が必要な方に対しまして、電話等により生活状況の確認や助言を行っております。本人が引き続きそえるの支援を希望した場合には、個々の状況に応じた就労支援や家計改善支援等を実施しております。また収入や預貯金の減少等、生活困窮の状況により、生活保護の面接相談員へとつなぐなど、切れ目のない支援を実施しております。

次に、住宅セーフティネット制度の活用の現状についてであります。現在、市内には住宅セーフティネット制度を活用し、東京都が住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅として登録した賃貸住宅が2室あるものと認識しております。

次に、居住支援に関する一体的な取組の現状と今後についてであります。現在、居住支援を含め、生活困窮に関する相談は、東大和市暮らし・しごと応援センター そえるが中心となって取り組んでいるところであります。今後につきましては、現在策定中の市営住宅のあり方に関する方針の中で、住宅部門、福祉部門、子育て部門など、各部門が連携した相談体制の充実と、不動産業界との連携を位置づけており、これらを合わせた居住支援の取組を検討してまいりたいと考えております。

次に、図書館を使った調べる学習コンクールにおける令和2年度の取組と成果についてであります。本取組は児童・生徒の学習意欲を高めるよい機会となっているものと認識しております。令和2年度につきましても、引き続き教育委員会が窓口となり、市内小中学校に呼びかけを行い、多岐にわたる学習内容の応募がありました。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、学校教育におけるICT化の推進が、調べ学習に与える影響や、課題と今後の取組についてでありま

すが、GIGAスクール構想における1人1台コンピューターを効果的に活用することにより、調べ学習の充実を図ることができるものと認識しております。今後は教員のICTを活用した学習指導力の向上を図る取組を進めながら、児童・生徒の情報活用能力を計画的に育成することが重要であると認識しております。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、児童虐待に関する関係機関との連携についてであります。子ども家庭支援センターにおける新規の虐待取扱い件数は、平成31年度に比べ増加傾向にあり、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う生活困窮やストレス等、またそれに伴う夫婦間のトラブルなども一因ではないかと認識しております。夫婦間のトラブルにより、警察につながった場合には、子供の目の前で配偶者の暴力が行われた心理的な虐待として、警察、児童相談所、子ども家庭支援センターが連携して対応しております。

次に、今後の連携強化についてであります。要保護児童対策地域協議会の調整機関の役割を担う子ども家庭支援センターが中心となり、関係機関による個別ケース検討会議を適宜開催し、児童虐待対応に係る連携強化に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○教育長（真如昌美君） 初めに、図書館を使った調べる学習コンクールにおける令和2年度の取組と成果についてであります。令和2年度は市内小・中学校から65点の応募がありました。調べた内容につきましては、SDGsに関連したものをはじめ、生物、天文、生活科学、歴史など、児童・生徒の興味・関心に応じた幅広い内容となっております。今年度は夏季休業期間が短縮された中での取組となったことから、例年に比べて少ない応募数ではありましたが、今日的な課題を取り上げた作品も多く、児童・生徒の学習意欲向上の表れと捉えております。

次に、学校教育におけるICT化の推進が、調べ学習に与える影響や課題と、今後の取組についてであります。1人1台コンピューターの活用により、画像資料や映像資料、インターネットサイトの情報等、必要なデジタルコンテンツを活用し、自分で問題を発見し解決していくことにより、これまでの学習をより豊かに発展させていくことができると認識しております。課題としましては、子供たちの端末の利用機会が、これまで以上に増加することが想定されます。そのため児童・生徒が情報や情報手段を主体的に選択し、活用する力や情報技術の基本的操作、プログラミングの思考や情報モラル等の情報活用能力の習得が必要であると認識しております。今後は子供たちの情報活用能力を育成する上で、重要となる教員の学習指導力の向上を図ってまいります。

以上です。

○15番（佐竹康彦君） 御答弁ありがとうございました。

それでは、再質問を始めさせていただきます。

1点目のデジタル化の推進に関してでございます。

市長答弁では、平成31年度、令和2年度の状況を御報告いただきました。この第四次東大和市情報化推進計画でございますけれども、令和2年度は達成項目が2項目増加しているということでございますけれども、その点も含めまして全体の詳細を伺いたいと思います。

○総務部長（阿部晴彦君） 第四次東大和市情報化推進計画は、全体で19項目ございます。その中で、令和2年度で新たに達成となる項目は、財務会計システムの最適化の検討及びグループウェアの最適化の検討でござい

ます。財務会計システムにつきましては、従来、庁内にサーバーを設置しておりましたが、令和2年の10月の更新後は、外部データセンターにサーバーを設置するというクラウド化に移行いたしました。その結果、事業者によるシステムの保守がより迅速に行えるなど、システムの安定運用が行えるように整備をいたしました。また同時にグループウェアシステムを更新しておりますが、グループウェアのシステムから、新しい財務会計システムへ自動でログインできる環境も構築いたしました。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） 着々と情報化、進んでいる状況を確認させていただきました。ありがとうございます。

この計画年度中により多くの項目が達成されることを望んでおりますけれども、課題は財政措置ということでした。文書管理システムの導入や、Wi-Fi環境の整備、基幹系システムの全体最適化など、多くの予算が必要な計画事業がございますけれども、具体的に目標としている項目達成のためには、どのくらいの規模の予算が必要であると試算をされておられるでしょうか。

○総務部長（阿部晴彦君） 一般的にシステムを新規で導入する際には、数千万円から数億円の規模の費用が必要になると考えております。ただし、必ずしも全ての項目で、新規のシステムを導入する必要はございませんが、計画に記載されている全ての項目を達成していくためには、既存の計上済みの予算とは別に、新たに数億円規模の予算が必要になってくると現時点では考えております。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） 大変大きな財政措置が必要であるということを確認させていただきました。国は今後、デジタル庁の創設などを含めまして、国や地方自治体のデジタルガバナンスを積極的に進めていく姿勢を見せております。そのためには、国による充実した財政支援が当然必要であることは、市長答弁のとおりと考えております。大胆に、かつ、スピード感を持ってデジタル化を進めるためには、それ相応の予算確保が重要でございます。それこそが前進のための最大の課題と言えらると思います。

そこで事業推進のため、国へ対するさらなる財政支援の要望を市としてどのように進めていくのか、国の方針を見定めつつ、交付税などの国庫支出金をベースにして財政措置を考えていくのか。また加えて市の財政の積極的な出動を検討する上で、デジタル化を将来の東大和市の広い意味での社会インフラとも言うべきものと捉えて、建設債の発行と同様の観点でデジタル債というような市債などの発行をする可能性があるのか、この点について伺います。

○総務部長（阿部晴彦君） デジタル化には大きな予算を伴いますので、この事業を進めるに当たりましては、他の事業と同様に、でき得る限り市にとって有効な財源を活用していくことが肝要だと考えております。まずは国や東京都などの財政措置につきまして、今後も情報の収集を続けるとともに、必要な財源を検討したいと考えております。

なお、東京都市長会を通じまして、市町村における行政のデジタル化への取組に関する要望としてですね、東京都にも要望してるところでございます。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） ぜひとも様々な、市長会等など、様々なチャンネルを通じてですね、国や都に要望していただきながら、いざというときにはスピード感を持って対処いただけるように、様々な財政措置の可能性、検討を進めていただければと思います。

続きまして、②番のほうに移らせていただきます。

メリットについて、それぞれの視点から御答弁いただきました。行政にとりましても、市民にとりましても、相応のメリットがあることを確認させていただきました。特に定型的業務の自動化ということにつきましては、これまで取り組まれてきた中でもRPAの導入は、他自治体に先駆けた先進的な取組として認識をしてございます。RPAの導入による業務体制の変化や、その効果をどのように捉えているのか、またこうした取組に対する対外的な評価はどのようなものであったのか、行革甲子園へ参加されたというようなお話も伺っておりますけれども、そこら辺も含めて御答弁いただきたいと思っております。

○総務部長（阿部晴彦君） 基幹系業務への入力作業の際に、RPAを導入することによりまして、入力作業の負担の軽減及び入力に伴うミスの減という効果が期待できるとされております。また当市の市民部の窓口業務の一部委託につきましては、行革甲子園におきまして他市の模範となるといったような高い評価をいただいております。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） そうした対外的な高い評価も得てるということでございますので、ぜひとも様々な点で進めていただきたいというふうに思います。

デジタル化の推進で効率化される業務に関しましては、テレワークやWEB会議用のタブレットの導入の点、これが非常に喫緊では重要な課題かというふうに認識してございます。市の業務のどのような内容が、テレワークをすることで効率化されるのか、またテレワークそのものを進めていく工程をどのように考えているのか、現段階で具体的に見えているのであれば伺いたいと思っております。

またWEB会議用のタブレットの導入につきましても、テレワークの一環というふうに考えられますけれども、まずはどのレベルから始めて、どこまで広げていこうと考えているのか、そのためのデバイスの調達には、何年間でどのような計画で進めていこうと現時点では考えておられるのか伺います。

○総務部長（阿部晴彦君） テレワークを実現できる環境を構築することと合わせまして、例えば現場にカメラ付きのタブレットを持参して行くことなどですね、自宅勤務以外の使い方なども検討しております。総務省からの通知で、個人情報を含む業務はテレワークを行ってはならないと現在されておりますので、現状におきましては対象業務は、その面では限定的になると考えております。

なお、テレワーク、またWEB会議に活用できるタブレットにつきましては、令和2年度中に調達する予定でございます。詳細につきましては、現在、検討をしているところでございます。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） この点につきましても、着実に進めていただければと思います。

続きまして、マイナポータルのぴったりサービスについて伺います。

ほとんど利用されていないということでもございました。この間のコロナ禍における対応でも、他の先進諸国と比較して、我が国における行政手続のデジタル化の遅れが浮き彫りになったところでございます。オンラインで完結できる行政手続も、全国平均で僅か7%程度との報道もございます。

東大和市におきまして、国と歩調を合わせて行政手続のオンライン化を推進していくことが重要であり、今からでも取り組めるものについて、可能な限り迅速に実行していくことが重要であるというふうに考えてございます。

そこで、このマイナポータルのぴったりサービスでございますけれども、これ各自治体の手続検索と電子申請機能を可能とするもので、災害時の罹災証明書の発行申請から、子育ての関連では児童手当等の受給資格の

認定申請、保育施設等の利用申込み、妊娠の届出など、幅広い行政手続をパソコンやスマホから申請できるものがございます。

内閣官房 I T 総合戦略室、番号制度推進室によりますと、ぴったりサービスの中で、児童手当、保育、ひとり親支援、母子保健など、子育てワンストップサービスの電子申請対応状況は、今年6月末現在で950の地方公共団体が実施済みで、全体の75.3%とのことでございますけれども、介護ワンストップサービスの対応状況は同じ時点で83の地方公共団体、これ9.6%。被災者支援ワンストップサービスだと33の団体、2.2%にとどまっているということございました。

新潟県三条市におきましては、平成30年4月から、このぴったりサービスの利用拡大に取組まして、国が指定する手続15種類に加え、児童クラブの入会申請、子ども医療費受給者証の交付申請、国民年金被保険者資格の取得等々、市の判断で新たに23項目にわたる様々な分野を追加して、オンライン申請を可能にしているようございます。こうした他市の先進事例を参考に、当市におきましても積極的な活用を進めていくべきであるというふうに考えてございます。

東大和市におきましては、なぜ積極的にマイナポータル、ぴったりサービスを活用できていないのか、その理由を伺うのと、今後の取組方針を聞かせていただきたいと思います。

○総務部長（阿部晴彦君） 当市に限ったことではないかとは思いますが、市民の皆様に仕組みの周知が十分には進んでいないこと、あるいは市民の皆様にとってメリットが感じられない、あるいは伝わっていないことなどが原因ではないかと考えております。今後は国からの情報提供を参考に、市民の皆様方にメリットがあるぴったりサービスとなるような活用を、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） 続きまして、新内閣発足を国におきましては、行政手続の押印廃止を強力に進めていく姿勢を見せております。各省庁では約1万5,000の行政手続のうち、99.247%の手続で押印を廃止できることとございます。さらに確定申告などの税務手続におきましても、原則的に押印の廃止を検討する方針を明確にされておられます。

これらを踏まえまして、国の文書、押印が実際に廃止された場合、市の行政文書においても何と何が連動して廃止できるのかなどの判断をして、今から廃止対象リストを洗い出し、積極的に行っていくべきだと考えますが、御見解を伺います。また現在そうした検討を具体的に進めているのであれば、その詳細を伺いたいというふうに思います。

そうしたリスト化も早い段階で整備をする必要があるというふうに考えておりますけれども、この点についてもお考え、伺わせていただきたいと思います。

○文書課長（加藤泰正君） 行政手続におきます押印廃止の検討についてでございますが、押印廃止の可否を判断する基礎とするため、現在、各課で使用している押印を必要とする行政文書の確認を行っているところでございます。押印を必要とする文書の数につきましては、集計中の数値ではございますが、市に提出する申請書などでは1,000件を超え、また市の内部事務のものでは、およそ300件となっております。

今後、市民の皆様への利便性の向上や手続の簡素化を考慮しつつ、押印が必要である文書を慎重に見極めながら検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中間建二君） ここで5分間休憩いたします。

午前11時22分 休憩

---

午前11時26分 開議

○議長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○15番（佐竹康彦君） 御答弁いただきました。内容、了解いたしました。

内閣府規制改革推進室によりますと、自治体対象の押印廃止に向けたマニュアルの策定にも着手するというふうな考えだそうでございます。そのマニュアルを待ってから着手するのではなく、現段階から必要な調査を実施して、十分に検討して、いち早く着手することが大事ではないかと考えます。時代状況から生じるニーズへ敏感に反応し、押印廃止、また書面主義の見直しにつきましては、住民サービスの向上という観点、またその向上に向けて早急な洗い出しと対応を期待するものでございます。

よろしく願いいたします。

続きまして、申請主義の件でございます。

行政手続におけます申請主義からプッシュ型に切り替えることにつきまして、市民の利便性が向上するようであれば、いち早く取り組むことを期待したいというふうに思います。市長答弁では、国の動向等を注視し、市として導入できる方法等を研究するというところでございます。具体的にどのようなことなのか、また何をどのように研究して解決に導いていこうとしておられるのか、その方策について伺いたいと思います。

○総務部長（阿部晴彦君） プッシュ型サービスの導入に向けての方策についてでございますが、市民の皆様にとってどのような行政サービスを対象とすることが必要であるかなど、先進的な自治体の事例も参考にしながら、研究を進めてまいりたいと考えております。

○15番（佐竹康彦君） ぜひとも、よろしく願いいたします。

続きまして、オプトイン方式でございます。まずこのオプトイン方式と、そのインの反対がアウトでございます。オプトアウト方式、この違いはどのようなものなのか教えていただきたいと思います。

○総務部長（阿部晴彦君） オプトイン方式は、市民の方が参加する場合に申し出ていただくもので、オプトアウト方式は、参加しない場合に申し出ていただくものでございます。健診を例に取りますと、オプトイン方式では、受診をしたい健診を選んでいただくこととなりますが、オプトアウト方式ではその逆であります。業務に応じて方式を使い分けることが重要であると考えております。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） この方に関しまして、私ども公明党の山口代表は、10月30日に行われました参議院の代表質問におきまして、人工知能やビッグデータなど、先端技術を活用したスマートシティの構築について、住民本人の同意を前提に個人情報を収集、利用するオプトイン方式の重要性を訴えております。山口代表は視察した福島県会津若松市の事例を紹介し、データは市民のものという理念の下、オプトイン方式を実施し、市民の理解と協力により先進的なスマートシティを実現しているというふうに紹介してございました。

この会津若松市のスマートシティの事例への評価と、こうした他自治体の先進事例を参照としながら、オプトイン方式導入への検討を進めることについて、市の見解はどのようなものでしょうか。

○総務部長（阿部晴彦君） オプトイン方式の事業は、現在、会津若松市における先駆的な実施事例があると認識しております。御本人の意思で、健康データを市に提供し、御本人の健康状態に見合った健康サービスを受けるといった内容であると認識しております。期待される効果といたしましては、治療から予防医療に移行し、

全体的な医療費の削減にも貢献できることや、その地域独自の革新的な健康サービス事業の創出も期待されると聞き及んでおります。個人情報の取扱いなど課題もございますが、メリットやデメリット、さらに当市に適するサービスであるのかなども含めて研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） ぜひとも研究を進めていただきまして、オプトイン方式での事業の推進ということを目指してまいりたいというふうに思います。

続きまして、ユニバーサルデザインのことについて伺います。

市長答弁では、情報格差、いわゆるデジタルデバインドが生じないような制度設計を研究するというようなこととございます。このデジタル化におけるユニバーサルデザインの重要性に対する認識について、改めて詳しくお聞かせいただきたいと思っております。

○総務部長（阿部晴彦君） 現状ですね、情報技術、情報通信技術の分野におきまして、ユニバーサルデザインを前提とするというような法律は現在ございませんが、諸外国におきましては、徹底している国もあると聞いております。誰でもが使いやすいというユニバーサルデザインの視点の重要性を認識し、デジタル化を推進していくことが今後重要であると考えております。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） この誰でもが使いやすい、利用しやすいような制度設計とは具体的にどのような設計をすることなのか。またそうした制度設計による効果を最大限発揮させるためには、必要な事柄は行政側の努力という点においてはどのようなことなのか。このユニバーサルデザインの設計ということは、これからの自治体運営の指標となっておりますSDGsの、誰一人取り残さないというふうな理念に合致した考え方だと思っておりますけれども、この点からもぜひとも進めてほしいのですが、御見解を伺います。

○総務部長（阿部晴彦君） 誰でもが使いやすい、また利用しやすいというような制度設計とは、具体的には年齢や身体的条件に関わりなく、ICTを利活用できることであると認識しております。そのためには、個別のニーズに対応した情報の機器やサービス、人的支援、そして情報通信におけるアクセスのしやすさなども必要になってくると考えております。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） 広範囲にわたる点で、様々に考えていかなければいけない課題が多いというふうに思いますが、全ての市民にとって使いやすい、そういったユニバーサルデザインを活用した制度設計、ぜひともよろしく願いいたします。

続きまして、市の職員の業務の在り方という点でございます。市長答弁におきましては、人間でないとできない意思決定や相談業務などに移行していくとの想定というふうなお話ございましたけれども、人材を、相談業務、そのほかに活用することが可能という話でもございます。具体的に人間でないとできない業務等については、どのようなものか伺いたいと思っております。

○総務部長（阿部晴彦君） 人間でないとできない業務等につきましては、市民相談、あるいは福祉に関する相談や健康の相談などが挙げられるかと考えております。また各施策や、事業を進めていく上での意思決定なども該当してくると考えております。これらの相談業務等におきましても、従前よりきめ細かい対応が可能となることが想定されております。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） ありがとうございます。

この人的資源を有効活用できることが、このデジタル化による効率化の行政側の大きなメリットと考えられるというふうな話だったというふうに私は認識してございます。そこで改めての確認でございますけれども、業務の効率化によって、例えば財政的な観点から、現在の職員数を幾らかでも削減する方向に行くのか。またそうではなく、現状の職員数を維持して、人的資源を確保することで、人でないとできない業務のより一層の充実を図っていくのか、この点に関する市の見解を伺いたいと思います。当然、中長期的なスパンで見れば、生産年齢人口や、人口全体そのものの減少の影響もあるかというふうに思いますけれども、現時点でのお考え、伺わせていただきたいと思います。

○総務部長（阿部晴彦君） この点に関しましては、いろいろな考え方もございますので、難しい問題であると考えておりますが、中長期的には全国的な人口減少に伴いまして、公務員の減も想定されます。行政のデジタル化が進展いたしましても、先ほど申し上げましたように、人間のみが行える業務、また人間が行うことが適する業務というものは存続すると考えております。限りある人的資源の最適な有効活用の方法などの研究、今後重要になると考えております。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） ぜひとも将来に向けて、様々な観点あると思いますけれども、ぜひ研究、検討を進めていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、ケとコの部分に関してでございます。

市長答弁におきましては、自治体におけるデジタルトランスフォーメーションの在り方、今後の取組について御答弁いただきました。今まで質疑してきたことにつきましても、このデジタルトランスフォーメーションの一環であるというふうに認識してございます。このデジタルトランスフォーメーション、着実に進めるためには、国の計画の動向を注視しつつ、市としても独自に研究、検討を重ねていって、方向性が出た段階でいち早く動き出せる体制を取っておくことが重要ではないかというふうに考えてございます。そのために早い段階で、庁内に組織横断的な、年齢や役職に関係なく、人材を糾合したデジタルトランスフォーメーション推進のためのプロジェクトチームのような組織を、立ち上げるべきではないかと考えております。

ここには外部の有識者が助言をできるようにしたり、また外部の人材を積極的に活用することも重要な視点と考えますけれども、こういった点も含めまして新たな組織の立ち上げに関する市の見解を伺います。

○総務部長（阿部晴彦君） 大切な視点としましては、デジタル技術を活用して行政サービスを変革していくこと。またデジタル化を活用して、どのように市民サービスの効率化を実現していくかであると認識しております。その観点をもってですね、庁内の組織横断的な立ち上げ、あるいは外部人材の活用など、当市に最適な方法を研究していきたいと考えております。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） ぜひとも、よろしく願いいたします。

またデジタルトランスフォーメーションを進めていく上で、情報化推進計画における計画期間の工程表を超えた最終的な目標に向けて、どのように取組を進めていくのか、その見取図、スケジュール感を、全体で共有すべきではないかと考えますけれども、この点に関しての市の御見解を伺います。

○総務部長（阿部晴彦君） 従来の予定ではですね、令和3年度末で第四次の東大和市情報化推進計画が終了いたしますので、次の情報化推進計画を策定する予定であります。ただコロナ禍と、国のデジタル庁設立等、市

を取り巻く状況に現在大きな変化がございます。

次の推進計画を策定することと並行して、デジタルトランスフォーメーション計画を策定するのか、あるいは先行して策定していくのかなども含めまして、国や都の動向、あるいは他の自治体の状況などを情報収集し、研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） ぜひとも、よろしくお願ひいたします。

他の先進諸国の事例を知るにつけ、我が国において、行政に限らず、あらゆる分野でデジタル化の推進は加速的に進める必要がある。そしてこれが日本の活力を生み出していく大きな柱であり、大げさに言えば、これからの国における死活的に重要な課題であるというふうにも捉えております。世界の潮流、また国政の状況も見定めつつ、東大和市の一層のデジタル化を、市長の強力なリーダーシップの下に推進していただきたいと要望いたしまして、この質問を終わらせていただきます。

続きまして、居住支援の強化について伺います。

市の住宅確保要配慮者でございますけれども、当市におきましても国と同様に増加傾向にあるということでもございました。これには高齢化が進むことが密接な関係があるというふうにも考えますけれども、そう捉えてよろしいのか。またコロナ禍において、低所得者やひとり親家庭等も、総体的に住宅確保が厳しくなる可能性が考えられます。それぞれ住宅確保が難しい理由はどのような点にあるのか、改めて確認をさせていただきます。

○都市建設部副参事（梅山直人君） 初めに、住宅確保要配慮者の増加と高齢化の進展との関係についてであります。国は高齢者の単身世帯が平成27年の601万世帯から、平成37年には701万世帯と大幅に増加するとの推計を行っております。また東京都の資料によりますと、東大和市の高齢者の単身世帯は、平成27年の約4,300世帯から平成37年には約5,100世帯、平成52年には約5,800世帯になると推計されております。このことから住宅確保要配慮者の増加と、高齢化の進展には密接な関係があるものと認識しております。

次に、住宅確保要配慮者の住宅確保は難しい主な理由についてであります。賃貸住宅の所有者等が入居制限を行っていることが挙げられます。入居制限の理由としましては、国が全国の不動産関係団体等に対し行った調査の資料によりますと、高齢単身世帯及び高齢者のみの世帯では、孤独死などの不安が第1位、障害者のいる世帯及び子育て世代では、近隣住民との協調性に不安が第1位、低額所得世帯及びひとり親世帯では、家賃の支払いに不安が第1位となっております。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） 様々な点で、住宅確保に困難が生じる壁があるということを確認させていただきました。

その解決のために、市としては現在策定中の市営住宅のあり方に関する方針に、その方向性を示そうとしておられるというふうな御答弁でございました。今定例会初日には、この方針に関しまして、議員全員協議会が開催され説明を受けたところでございます。

重ねての説明になって恐縮でございますけれども、本会議の場でもございますので、改めて簡潔でよいので住宅確保要配慮者への対策にとって重要となる、市営住宅のあり方に関する方針のポイントを教えていただきたいと思います。

○都市建設部長（鈴木菜穂美君） 市営住宅のあり方に関する方針であります。老朽化が進む市営住宅について、東大和市公共施設等総合管理計画の総量縮減や、厳しい財政状況を前提として戸数を絞って建て替えを行

った場合、投資額に比べて住宅セーフティネットとしての機能発揮は、かなり限定的になると考えております。

そこで多額の費用を要する建物の整備に代えて、新たな住宅セーフティネット施策を検討し、比較的少ない経費で、できるだけ多くの住宅確保要配慮者を対象とした住宅施策を実施していくというものであります。

新たな住宅セーフティネット施策としては、住宅セーフティネット法に基づく制度として、登録住宅を増やす取組や、それ以外の制度として高齢者の安否確認システムに関する補助制度などを検討していこうとするものです。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） そうした施策、ぜひとも前に進めていただきたいというふうにお願ひさせていただきます。

続きまして、コロナ禍における居住支援についてでございます。

令和2年10月末までに、この住居確保給付金のことでございますけれども、令和2年10月末までには、新規支給決定件数は74件ということでございました。これまでと比較して、どのぐらい増加しているのか教えていただけますでしょうか。

○生活福祉課長（川田貴之君） 平成31年度の新規支給決定件数は10件でございましたので、今年度は10月末時点で64件増加しております。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） 大変大きく増えている、増加してるという実態を確認をさせていただきました。

年齢や職業、地域などの面で、新規支給決定の特徴や傾向性があるのか、また増加傾向の要因は新型コロナウイルスの感染拡大が主要な要素の一つと見ていいのかどうか、この点について伺います。

○生活福祉課長（川田貴之君） 年齢は20代と30代の方で半数以上を占めております。職業は飲食業が多く、地域は南郷、向原、上北台が多くなっております。また単身世帯が多く、離職された方よりも給与などが減収した方が多くなっております。全体のおよそ8割が、新型コロナウイルスによる影響によるものでありますので、住居確保給付金の件数の増加につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大が主要な要素であると考えております。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） こうした暮らしの重要な点についても、非常に大きな影響があるということを確認させていただいております。また20代、30代の方が半数以上ということで、非常にこれからの人生を切り開いていかなければいけない世代の方々にとって、大変厳しい状況が続いていることを確認させていただきました。

この住居確保給付金につきましては、最大9か月まで支給されますけれども、コロナ禍で対象拡大がなされた4月以降、支給開始した方々は、年末年始までには支給期間が切れてしまうということになるかと思ひます。こうした事態とならないよう、私ども公明党といたしましては、支給期間の延長を政府に対し強く要請をしているところでございます。また支給期間終了後に引き続き支援が必要な方につきましては、市は東大和市暮らし・しごと応援センター そえるを通じて積極的な支援を行っているかと答弁がございました。具体的、かつ、きめ細かな支援を継続的に行っていただくことが、住宅確保におきましては大変重要であるというふうにご認識しております。市のそえるでの懸命な取組を高く評価したいと思います。

このそえるにおける具体的な生活支援の様子は、市長答弁で伺いましたけれども、住宅確保に的を絞りますと、具体的に実際にどのような支援を行えるのか、また行っているのか確認をさせていただきたいと思ひます。

○生活福祉課長（川田貴之君） 住宅確保につきましては、一義的には住居確保給付金での対応となっており、最長9か月の支給期間となっておりますが、厚生労働省が支給期間の延長を検討しているとの通知もございましたので、適切に対応してまいりたいと考えております。

住居確保給付金以外の住宅確保の支援につきましては、相談者の状況により東京都と連携し、TOKYOチャレンジネットの一時住宅につないでおります。TOKYOチャレンジネットの一時住宅は、一定の収入があり、3か月間で転宅することが可能な方に対しまして、民間アパートの利用ができ、入居中は就職活動サポートも受けられるものでございます。

また介護人材の不足という観点もあるかと思いますが、収入がない方でも介護の仕事をしたいという方は、介護職への就労を目指し、介護職支援コースの研修を受けながら、一時住宅や生活費の貸付けなどを利用することができま

す。TOKYOチャレンジネットを利用しない方につきましては、就労支援や家計表作成などの家計改善支援の一体的な実施によりまして、家賃滞納を防ぎ、経済的安定を図ることで住宅の確保を支援しております。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） きめ細かな御対応いただいていることを感謝申し上げます。ぜひともですね、またさらに力を入れて、困っている市民の方、大勢いらっしゃいますので、ぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

他自治体の事例では、例えばひたちなか市では、家賃補助制度を設けて運用しているようでございます。家賃補助制度を実施している自治体の事例について、市としてその制度を把握しておられるものがあるのかどうか。また、それら他自治体の事例を参考に、本市としてもさらなる検討を加えていってほしいというふうに思っておりますけれども、この点についての見解はいかがでしょうか。

○都市建設部副参事（梅山直人君） ひたちなか市では、老朽化した市営住宅を建て替えず、その代替として民間の賃貸住宅の賃借人に対する家賃補助を実施しております。近隣の自治体において、このように住宅施策として、市営住宅の建て替えの代わりに家賃補助を実施しているところはございません。

本市におきましては、住宅施策として市営住宅に代わる住宅セーフティネット施策の導入を検討していくのであり、住宅セーフティネット法の専用住宅に対する家賃低廉化補助に関する検討も含んでおりますが、ひたちなか市では当初5年間に限って家賃補助を導入したものを、さらに5年間延長しているという状況もあることから、財政面への影響も踏まえながら検討を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） 気にしなければいけない様々な事案あるかと思っておりますけれども、ぜひとも前向きな方向で検討を進めていただきたいというふうに思います。

市内におきまして住宅セーフティネット制度を活用し、登録した賃貸住宅が二室あるということでございました。コロナ禍の影響、また高齢化に伴い様々な点で住宅確保に困難が生じる場合がございます。その支援の一環として、住宅セーフティネット制度のさらなる積極的な活用に取り組んでいただきたいというふうに考えてございます。

住宅セーフティネット制度におきましては、住宅確保が難しい方、専用の住宅をセーフティネット住宅として登録し、家賃及び家賃債務保証料の低廉化に係る費用に対し、補助を行う制度がございます。国土交通省は令和3年度の予算概算要求におきましては、この家賃低廉化制度の補助限度額を拡充するとともに、地方公共団体が必要と認める場合、入居者の公募手続を除外するという制度改正も盛り込んでおります。これが実現い

たしましたら、住居確保給付金の支給を受けた低所得の方のお住まいの住宅を、そのままセーフティネット住宅として登録でき、転居させることなく、家賃補助を受けながら、そのまま住み続けることができるようになるわけでございます。また家賃補助は、大家さんに直接納付されるので、大家さんも滞納の不安なく安心して貸し続けることができるというふうになるようでございます。

コロナを機に、住宅セーフティネット制度の家賃低廉化制度による支援で自立を促していくという仕組み、これ積極的に取り組むべきというふうに考えますけれども、市の御見解を伺いたいと思います。

○都市建設部長（鈴木菜穂美君） 市といたしましては、中長期的な課題への対応といたしまして、市営住宅のあり方に関する方針の中でお示した今後の施策の方向性に沿って、一步一步、住宅施策を進めていきたいと考えています。そのような前提において、家賃低廉化補助につきましては、市が1世帯につき年間12万円程度を負担することになり、世帯数に応じて多額の財政負担を伴うことや、補助期間の満了によって入居者の生活に与える影響などを考慮しつつ、検討していく必要があると考えております。コロナを機にということに関しましては、コロナ禍という極めて特殊な住宅事情に対し、市の住宅施策として対応していくことは財政面から厳しいものがあると考えております。

以上です。

○15番（佐竹康彦君） 一步一步、進めていくという考え、また財政面という考えも確かに承りましたけれども、こういった制度があるということも、積極的に活用していくということを念頭に置きながらですね、この住居確保に関する施策、ぜひとも研究、検討し、前へ進めていただきたいというふうに要望させていただきます。

市長答弁におきまして、この生活困窮に関する相談を、東大和市くらし・しごと応援センター そえるが中心となって取り組んでいること。また今後は策定中の市営住宅のあり方に関する方針の中で、関係する各部門が連携し相談体制を充実させ、不動産業界と連携しつつ居住支援の検討をするということでもございました。ぜひ市内の関係部門の横の連携を密にして、事業者ともタッグを組みながら居住支援の強化を図っていただきたいと思います。

現在、東大和市が取り組んでいるこれらの支援事業は、今年度補正予算で措置され、来年度予算に関する厚生労働省の概算要求にも盛り込まれた生活困窮者等への住まい確保・定着支援事業や、来年4月から施行されます改正社会福祉法に基づき展開される重層的支援体制整備事業などとの関連性、どのようなものになっておられるのでしょうか。現在、市の行っている事業に、これらの国の施策で補えるところがあるのであれば、さらに充実した事業展開も望めるのではないかとこのように考えますけれども、いかがでございましょうか。

○生活福祉課長（川田貴之君） 生活困窮者などへの住まいの確保・定着支援事業との関連性につきましては、生活困窮者などへの住まいの確保・定着支援事業を活用し、東京都がTOKYOチャレンジネットにより、住居喪失者などの居宅移行に関する相談、支援を行っております。そえるは、アパートなどの安定した住居を持たない生活困窮者を、TOKYOチャレンジネットに支援依頼を行うことで、TOKYOチャレンジネットが本人と連絡を取り、アパートを紹介、アパート契約に関する支援を行う仕組みとなっております。

TOKYOチャレンジネットを活用することで、そえるの生活困窮者への支援が充実したものになると考えております。また重層的支援体制整備事業につきましては、地域共生社会の実現を見据えたものでありますが、重層的支援体制整備事業の一つである相談支援は、介護、障害、子供、生活困窮の相談支援に係る事業を一体として実施し、本人、家族の属性にかかわらず受け止める包括的支援事業を実施するものとなっております。

このことから、市営住宅のあり方に関する方針の中で位置づけている、各部門が連携した相談体制の充実と重なる部分がございますので、引き続き研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） ぜひとも、よろしく願いいたします。

市民相談の場面で様々にですね、この住居の確保に関しまして、家賃が高いというようなことをおっしゃっておられる。そういった悲痛な声も伺っておるところでございます。ぜひとも前向きに、市民の方のためになるような施策の推進、お願いさせていただきまして、この質問、終わらせていただきます。

○議長（中間建二君） ここで午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時51分 休憩

---

午後 1時30分 開議

○議長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○15番（佐竹康彦君） では3点目の調べ学習について、再質問させていただきます。

図書館を使った調べる学習コンクールにつきましては、今年度の応募点数や分野、また今日的な課題でありますSDGsなどを取り上げた内容があったというふうに伺いまして、学習意欲の向上が見られるなど、東大和市の教育により影響を与えるというふうに認識を改めてさせていただきました。今年度は、コロナ禍によります夏季休業期間が短縮された中での取組となるなど、その影響は避けられませんでしたけれども、来年度の取組をどのように考えているのか。また以前より要望しております地域コンクール開催の検討については、どのように考えているのか伺います。

○学校教育部副参事（富田和己君） 図書館を使った調べる学習コンクールの来年度の取組についてでございますが、昨年度同様、事業と関連づけた取組を呼びかけるとともに、夏季休業期間を活用して取り組ませることができるよう、1学期中に各学校における計画的な取組を呼びかける予定であります。

以上です。

○中央図書館長（當摩 弘君） 地域コンクールの開催につきましては、審査組織や、審査方法等を確立する必要があり、そのため実施体制や経費等も毎年継続したものが必要となっております。現在、学校を通しての図書館を使った調べる学習コンクールへの参加が可能となっておりますので、地域コンクールにつきましては、近隣市の開催状況等を確認しながら、時間をかけて研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○15番（佐竹康彦君） 御答弁ありがとうございます。

今年以上の参加を期待するとともにですね、さらなる広がりを持つような、地域コンクールの開催等の検討を引き続き進めていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、②番のほうに移らせていただきます。

1人1台の端末活用による効果といたしまして、自ら課題を発見、解決するのに役立つということ、学習のより豊かな発展に効果があるということを改めて確認をさせていただきました。また今後の課題としても、幾つか挙げていただいております。その点も含めて再質問いたしますけれども、ICTのさらなる活用によりまして、より深い調べ学習を進める上で、学年ごとや習熟度別にどのような取組をしたら効果的と考えられているのか。またこれまでの取組で、よい事例などがあれば教えていただければと思います。

○**学校教育部副参事（富田和己君）** ICTを活用した調べ学習についてであります。小学校低学年においては、コンピューターのカメラ機能を用いて身の回りのものを撮影するなど、身近なところから様々な情報を収集する取組が考えられます。また学年が上がるにつれて、インターネット上の情報を閲覧、検索することにより、情報を収集したり、目的に応じて複数の情報メディアを選択しながら、情報を収集したりする取組が考えられます。

また具体的な取組事例としましては、生活科の学習において、アサガオの成長の様子を写真に撮影して観察記録を作成する。社会科の学習において、インターネットを活用して、地域の地形や産業、暮らしなどについて調べ、プレゼンテーションソフトを活用してまとめるなどの取組が挙げられます。

以上です。

○**15番（佐竹康彦君）** デジタルネイティブ世代である今の子供たちは、本当にそのデジタル機器を使うのにたけておまして、親の私がびっくりするような形で、本当に使いこなしている姿も目の当たりました。本当により学習の可能性が広がるなというふうに実感しておりますので、ぜひとも一人一人の個性に合わせた形で、また習熟度に合わせた形でお取組み、進めていただけるようお願いをさせていただきます。

続きまして、インターネットサイトの情報を活用することで、注意を払わなければいけないのは、情報そのものの正確さ、精度をどのように捉えていくのか、また情報リテラシーをいかに身につけさせていくことができるのかという観点であるというふうに思います。調べ学習であるからこそ、調べた情報の精度が重要であり、その活用方法をきちんと身につけることが、調べ学習を行っていくことの大きな意義の一つではないでしょうか。その点で情報リテラシー教育について、今後どのような取組をしていこうと考えておられるのか伺います。

また、それと関連しまして、デジタルではない、図書館等を活用した紙の本を併用していくことの効用についても認識を伺いたいと思います。

○**学校教育部副参事（富田和己君）** 情報リテラシー教育についてであります。児童・生徒が情報や情報手段を主体的に選択し活用する力や、情報技術の基本的操作、プログラミング的思考や、情報モラル等の情報活用能力の習得が必要であると認識しております。市内の小中学校におきましては、これまでもコンピューターを活用した学習において、情報リテラシーに関する取組を行ってまいりました。今後は1人1台コンピューターが整備されることにより、児童・生徒がこれまで以上にコンピューターを利用する機会が増加することが想定されることから、あらゆる授業場面において、情報や情報手段を主体的に選択し、活用する力の育成を図ってまいります。

なおインターネットによる情報収集だけでなく、図書館等を活用した書籍による情報収集も合わせて行うなど、目的に応じて複数の情報メディアを選択しながら、情報を整理し、解釈することも重要であると認識しております。今後も学校と連携して、児童・生徒の情報活用能力の育成を図ってまいります。

以上です。

○**15番（佐竹康彦君）** ぜひとも情報リテラシーの教育という点については、お願いいたします。世界的な事件、また事故等を見ましてもですね、いわゆるフェイクニュースの氾濫ですとか、そういった事例もたくさん見受けられるような昨今でございますので、インターネットに載ってる情報が全て正しいわけでは、これもあり得ないということは常識でございますし、ただ若ければ若いほど、そういったものに左右されやすいということもあるかと思っておりますので、ここら辺、決してインターネットにある情報にだまされないというような、そういったリテラシーの能力を身につける必要があると思っておりますので、この点、重々、注意をしていただきなが

ら教育を進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

また紙の本の活用ということにつきましては、情報の深い読みを進めていく上では、紙の本がよいというような研究をされてる方もいらっしゃいます。デジタルに適した脳回路と、また紙の本で深い読みをしていくことに適した脳回路、これを上手に切り替える、いわゆるバイリテラシー脳という、そういう脳回路を醸成していくのが、今後の教育で重要だというような議論もございますので、こういった観点も含めまして、ぜひとも今後とも取組よろしくをお願いいたします。

続きまして、4番目の質問、児童虐待に関します質問に移らせていただきます。

新規の虐待の取扱い件数につきましては、平成31年度に比べて増加傾向であります。コロナ禍の影響が見られるとの御答弁でございます。当市におきましても、厳しい現状となっていることを改めて認識した思いがいたします。その上で、国として年々増加傾向にあることは承知しておりますけれども、東大和市のここ、例えば5年の児童虐待件数の推移はどうなっているのか、確認をさせていただきたいと思います。

○子育て支援課長（新海隆弘君） 年度ごとの新規の件数で申し上げますと、平成27年度が52件、28年度が97件、29年度が75件、30年度が130件、31年度が117件となっております。なお令和2年度につきましては、10月31日時点で95件となっております。

以上です。

○15番（佐竹康彦君） 各年ごとに上下のばらつきがございますけれども、この5年で見た場合には増加傾向にあるというふうなことで理解をさせていただきました。大変厳しい状況が、我が市でも続いておるというふうに、改めて確認をさせていただいたところでございます。

それでは、ここ近年、また今年度の市の児童虐待事例の特徴はどのようなものか、この点について伺います。

○子育て支援課長（新海隆弘君） 平成31年度の新規虐待件数117件の内訳で申し上げますと、心理的虐待が70件、身体的虐待が28件、ネグレクト19件、性的虐待ゼロ件となっており、心理的虐待が他の種別と比べて多くなっております。

令和2年度につきましても、子供の目の前で夫婦間のトラブルにより、警察が介入するに至った面前DVと言われる心理的虐待の通告が増えていることもあり、心理的虐待の件数がほかの種別よりも多くなっております。

以上です。

○15番（佐竹康彦君） この夫婦間のトラブルによる、この面前DVというのも本当に重大な案件だと思います。また私の耳にするとおき、お父さんによく叱られるんだ、手を上げられるんだというような児童さんがいるということも、ちらっと聞いたこともございます。非常に決して安閑としていられるような状況ではないという面があるかと思えます。

またこうした傾向を踏まえまして、これまで関係機関はどのような連携の在り方を取られてきたのでしょうか。壇上でも述べましたとおり、この関係機関の連携強化ということは、非常にこの児童虐待に対応する面では重要かというふうに思いますけれども、詳しくこの点、伺いたいと思います。

○子育て支援課長（新海隆弘君） 現在、子ども家庭支援センターでは、健康課、教育指導課、小平児童相談所、それぞれの関係機関と定期的に連絡会等を実施し、情報共有を図るとともに、必要に応じて個別のケースについて関係者を集めて会議を実施し、ケースのある子供と、その家庭に関係する支援方針や役割分担の確認等を行っております。

以上です。

○15番（佐竹康彦君） きちんと関係各機関と連携しながら、お取組いただいていることを改めて認識をさせていただきました。この関係各機関の連携においては、各機関で既につかんでいる情報を、早い段階からきちんと全体で共有して、迅速かつ適切な対応を取っていただくことが重要であるというふうに考えます。この情報共有の重要性の観点から、さらなる今後の連携強化の取組について、改めて詳細に伺いたいと思います。

○子育て支援課長（新海隆弘君） 引き続き関係機関との連絡会、個別ケース検討会議を実施していくとともに、現在、年4回実施しております要保護児童対策地域協議会の実務担当者会議のさらなる円滑な運営を目指し、内容の見直しを行い、関係機関の連携強化を図っていきたいと考えております。

以上です。

○15番（佐竹康彦君） ぜひともよろしく願いいたします。

現場のちょっとした動きも敏感に感じ取れるような、そういった組織の体制をぜひともですね、今後ともさらに構築していただきたいというふうをお願いをさせていただきます。

児童虐待につきましては、虐待された子供への十二分なケアと、同時に虐待する側となる保護者等への支援も対応の重要な部分になってくるというふうに考えております。各機関が連携をして、保護者等へ行う支援について、予防的な点、また事後的な観点から、どのようなことに取り組んでいくことができるのか伺いたいと思います。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 予防的な観点といたしましては、子育ての悩みを抱えながら孤立している保護者など、虐待に至るおそれがある家庭を早期に発見し、支援につなげていくことが重要であると認識しております。関係機関との連携により把握した家庭に対しましては、気軽に子育ての相談ができる子育てひろば事業や、一時的に子供を預かり、保護者の負担軽減を図るための一時預かり事業などの利用を御案内することで、子育てにおける孤立を防ぎ、育児負担などの軽減を図ることができるものと考えております。

事後的な観点といたしましては、虐待に至った保護者に対しまして、引き続き担当のケースワーカーが、家庭の状況に寄り添いながら相談に応じ、関係者や関係機関との連携を密に行い、虐待をしない、安定した子育てを継続できるよう中長期的に見守り、支援を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） ぜひともよろしく願いいたします。

私も経験ありますけれども、例えば乳幼児のときの授乳等につきましても、本当に寝不足が続くと、保護者の方も精神的にまいってくる、肉体的にもまいってくるという事例、私自身も多少なりとも経験しておりますし、本当に少しでも休む時間があればとか、少しでも相談できる人がいればという、そういうことがあれば重大な事態に至らないというふうなことも、本当に事実だというふうに思いますので、この点に関しまして、またコロナ禍で、この件数も増えているという実態も確認をさせていただきましたので、万全な取組を行っていただきまして、未来の宝の子供たちの命をしっかりと守っていく、日本一子育てしやすいまち東大和として、頑張っていたいただきたいことをお願いいたします、質問を終わらせていただきます。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（中間建二君） 以上で、佐竹康彦議員の一般質問は終了いたしました。

---

◇ 森 田 真 一 君

○議長（中間建二君） 次に、5番、森田真一議員を指名いたします。

〔5番 森田真一君 登壇〕

○5番（森田真一君） 議席番号5番、日本共産党の森田真一です。通告に従いまして、一般質問を行わせていただきます。

それでは大項目の1ですが、コロナ禍の下での市民生活の支援策について伺います。

令和2年2月から本格化したコロナ禍の下、国や東京都、市も市民生活を維持するために支援策を取りました。これまで行われた関連する諸施策の実績、市民生活に対する現状認識、また今後の支援のあり方について課題を伺います。

大項目の2では、東大和市実施計画（令和3年度～4年度）と令和3年度以降の予算編成について伺います。

令和2年11月に東大和市実施計画（令和3年度～4年度）が示されました。この中では、個々の実施予定の事業と合わせて、平成31年度決算を踏まえた市財政の現状について、実質単年度収支の赤字、経常収支比率の上昇、将来負担の増加を挙げています。令和3年度予算編成を含め、今後どのような市政運営を目指そうとしているのか伺います。

大項目の3は、気候危機についてです。

猛暑や豪雨災害による災害の激甚化が進む中、気候変動についても社会の認識が深まり「気候危機」として捉えられるようになっていきます。政府も二酸化炭素排出量を2050年までに実質ゼロにするという考えを示しました。

そのためには、国任せに止まらず、地域・自治体でも積極的な二酸化炭素排出量抑制の目標の引き上げと、その具体化が求められるものと考えますが、市の認識と課題を伺います。

再質問につきましては、自席にて行わせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

〔5番 森田真一君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 初めに、新型コロナウイルス感染症の影響に対する支援策についてであります。実績につきましては、国や東京都からの財源を活用しまして、特別定額給付金、子育て世帯への臨時特別給付金、ひとり親世帯への臨時特別給付金、住居確保給付金などの給付や、キャッシュレス決済による消費活性化事業、中小企業者等応援助成金の支給などを行ってまいりました。市民生活に対する現状につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の傾向が続いていることから、新しい生活様式・日常の実践や経済活動への影響などにより、一定の制限や負担が生じているものと認識しております。今後の支援の在り方の課題につきましては、厳しい財政状況の中での財源の確保であると認識しており、国や東京都などからの財源確保に努めながら、引き続き必要に応じて支援策を検討してまいりたいと考えております。

次に、東大和市実施計画と令和3年度以降の予算編成を含めた今後の市政運営についてであります。平成31年度決算における市の財政状況につきましては、経常収支比率が上昇するなど、引き続き厳しい状況にあるものと認識しているところであります。少子高齢化の進展により、歳入では市税等が減少し、歳出では社会保障関係経費が増加すると見込まれており、加えて令和3年度予算では、新型コロナウイルス感染症の影響により、さらに市税収入などの歳入の減額が見込まれております。今後の市政運営につきましては、限られた財源を重点施策に有効に活用するため、行政改革の推進による適正な歳入の確保、歳出の縮減、優先度を踏まえた事業の縮小や廃止等による事業の最適化、公共施設等総合管理計画に基づく公共施設等の最適化や予算の平準

化などに取り組んでまいりたいと考えております。

次に、気候危機に対する市の認識と課題についてであります。国におきましては、環境省が令和2年6月に気候危機宣言を行い、令和2年10月には2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、2050年カーボンニュートラルを宣言しております。これらによりまして、脱炭素社会実現への流れが加速するものと考えております。市としましては、脱炭素社会の実現に向けた実効性のある取組をどのように進めていくかが課題であると考えております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○5番(森田真一君) 御答弁ありがとうございました。

質問に当たりまして、また今回も広い意味でコロナ関連ということで取り扱わせていただきます。この令和2年は、もう皆様も共通して思っているらっしゃるとおり、年明け早々、コロナで始まって、現時点でも本当にこれに振り回されると、大変な思いで市民生活をされてる方、多いわけではありますが、一方でそれ支えてくださっている市の職員の皆さん、幹部の職員の皆さん、もちろんそうですが、それから住宅業者の皆さん、本当に熱心に市民生活、支えていただいているってこと、この場でちょっと改めてお礼を申し上げておきたいと思えます。来年も、そのような状況が続くものと見られますけども、ぜひお力添えいただきたいというふうに思います。

それでは、大項目の1から始めさせていただきます。

まず初めに、東大和市の生活保護、住宅確保給付金の申請受給の状況、それから特別定額給付金の受給状況の資料をいただきました。ありがとうございました。

これ見ますと、生活保護の受給状況、1月から10月までということですが、申請件数が127件、10月時点での保護世帯は1,368件、保護人数も1,859人ということで、申請件数で見ますと、平成30年、平成31年度と比べて、今見込みですから、あと統計上は2か月残ってますけれども、横ばいか、もしくはそれを少し上回るぐらいなのかというところなのかなというふうに見受けられます。

それから、住宅確保給付金ですが、これ4月から10月ということで、申請件数74件、これ3か月ごとに条件があれば延長できるということなんで、見ますと延長決定が14件、再延長決定4件となっております。それから、特別定額給付金、1人10万円というものですが、これについても給付世帯済み数は3万9,254件、対象世帯の99.5%。給付人数で言うと、対象者の99.7%と、このように資料をいただきました。

他の議員からの質問とも重複するんですが、社会福祉協議会の緊急小口資金特例貸付等の受付受給状況については、資料としては出てこないということなんですが、口頭でつかんでいけば教えていただきたいと思います。

また生活保護、住宅確保給付金、この緊急小口資金特例貸付等の申請状況から見た今後の動向をどのように市が見ているかということも、併せて教えていただければと思います。

○福祉推進課長(嶋田 淳君) 東大和市社会福祉協議会が実施しております緊急小口資金及び総合支援資金の特例貸付制度の受付状況についてでありますけれども、昨日も他の議員さんの御質問に対して御答弁申し上げましたが、令和2年11月末日現在における数値を口頭で確認しております。ただこれから申し上げます数字は、あくまで現時点で事務的に集計した途中経過の数字ということで、御理解をいただきたいと思います。

まず緊急小口資金ですが、こちら602件、それから総合支援資金が403件、総合支援資金の延長申請が226件、

合計で1,231件、貸付金の申請金額としましては4億5,220万円となっております。

以上でございます。

○福祉部長（田口茂夫君） 貸付等の申請状況から見た今後の動向ということでございます。新型コロナウイルス感染症の拡大におきます、社会経済状況に大変大きな影響を与えているという状況で理解をしております。またここです、東京都におかれましては、新たに12月17日までに自粛要請を出すなどです、この新型コロナウイルス感染症が拡大ということですから、様々な影響が続くものというところも見ております。

また海外におきましては、ワクチン接種の動きが、ここに出てきておるようございまして、この日本国内におきまして、このワクチン接種の動きが加速されるというふうなところも見ております。

また先ほどお話をされております住宅確保給付金ですとか、緊急小口資金特別貸付、これらにつきましても、国において延長などの検討もされてるといふふうにも聞いてございます。このようなことからですね、今後の動向を注視する必要があると、このように考えております。

以上です。

○5番（森田真一君） この生活福祉資金貸付、特例貸付なんですが、返済の免除について制度が改正されたときに、こんなことになったかと思えます。東京都社会福祉協議会のホームページの案内ですと、緊急小口資金の据置期間は1年以内、償還期間は2年以内、また総合支援資金の据置期間は1年以内、償還は10年以内、本貸付は公費を財源とするもので償還が必要な制度ですとありまして、今回の特例措置では、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができるとされています。具体的な要件については、国において詳細が決定され次第、都道府県社会福祉協議会のホームページ等でお知らせしますと、現在でもこのようになっています。

制度が改善されたというときに、返済期間が、期限が来たときに、また所得が少なくなれば、それは返済がなくていいようになりますよということで大変皆さん喜ばれたんですが、こうやって返済時期が近づいてきてですね、その具体的なところがまだ国から示されていないようであります。共産党のほうで、国会議員団のほうで問い合わせをしたところ、政府はまだ返済免除を毎年判断するのか、それとも来年ということですかね、1回きりで判断するのかっていうのを、まだ決めかねてるっていう話でありました。

債権管理自体というのは、これ社会福祉協議会のやることなんで、市の直接及ぶところではないんですが、今後、納税や生活保護など、市の窓口対応にも影響が出るのではないかとこのように思われるのですが、見解を伺えればと思います。

○福祉部長（田口茂夫君） 今般の新型コロナウイルス感染症に関します社会経済状況、また市への事務につきましてもですね、様々な影響が出てるといふふうには認識してございます。今後の動きにつきましては、なかなか見通せないところではございます。そういったことからですね、市民の皆様の相談に対しましては、適切に市としても対応していく必要があるといふふうを考えております。現時点では今後の動向については未定で、確定したものはありませんけれども、要するに市としての相談体制につきましては適切に対応してまいりたいと、このように考えております。

以上です。

○5番（森田真一君） 御配慮いただければと思います。

次に、住宅確保給付金なんですが、資料いただきましたところでは、この月別の支給件数を見ますと、5月から6月にかけては支給決定された方の多くを占めているようであります。延長決定に至った方は、それほど

多く見られません。給付金の支給期限切れのタイミングで、状況が大きく変わってなかった方は、本来であれば生活保護の申請が必要になるのかと思うんですが、市のほうではどのように把握をされていたのかということをお伺いしたいと思います。

○生活福祉課長（川田貴之君） 住居確保給付金は、原則3か月間の支給ですが、収入が回復したり、増収し、収入基準を超えた場合には延長はありません。収入状況に変わりがなければ、延長、再延長により、現時点では最大9か月間の支給となります。現在のところ支給期間中、または支給期限を迎えた方で、生活保護の申請が必要となった方はいない状況であります。

以上でございます。

○議長（中間建二君） ここで5分間休憩いたします。

午後 2時 休憩

---

午後 2時 4分 開議

○議長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○5番（森田真一君） 私も9月議会の際に、少しこれに関連して自分の体験をお話しさせていただいたんですけど、この住宅確保給付金、利用された方で、3か月利用したんだけど、延長が認められず、そのまま家を失って、およそ8か月間ぐらいですかね、ホームレス生活をせざるを得なかったっていう40代の男性のお話を伺いました。この方の場合ですと、生活保護の申請に至るまでの条件なかったもんですから、やむを得るところもあったんですが、同じ東大和に縁あって、アパートを借りて3か月だけ市民になったということだったんですけども、残念ながらここでは救済できなかったけど、こういうようなことが起こるんだっていうことを改めて感じた次第です。この話を聞いたときには、やっぱりせめて3か月じゃなくて6か月とか、一定程度、長い給付期間が必要だったのではないかなんてことも、改めてその時点では思った次第であります。

次、伺いますが、今後状況が大きく変わらないとすれば、この住宅確保給付金の支給要件の特例適用を、今申し上げたように延長するとか、また3か月刻みの小刻みの支給期間を改めて、もう少し利用しやすい延長期間にするとか、こういった公的支援制度の拡充、国に求める必要があるのかというふうに考えるんですが、この点について市ではどのように考えて、どのように対応されているのでしょうか。

○生活福祉課長（川田貴之君） 令和2年11月27日に、田村厚生労働大臣が住居確保給付金について、4月から受給を開始した方は12月をもって、最長9か月間の支給期間が終了するところであり、年末年始を不安に思われている方などへの対応が必要と考えている。このため厚生労働省としては、新型コロナウイルス感染症対策の特例として、支給期間の延長について検討している旨の発言をされておりますことから、今後、支給期間の延長となることが考えられる状況であります。

以上でございます。

○5番（森田真一君） ぜひ、その方向になっていただきたいというふうに思います。

生活保護の保護件数の推移について、これも今後大幅に増加するのではないかと考えます。恐らくこの状況が変わらなければ、住宅確保給付金を申請されてる方の少なくない方々は、生活保護に移行する必要がある方々になるのではないかと考えるからです。これ、ここについて市はどのように見ているのかということ、傾向をお伺いしたいと思います。

それから、あわせて特に年末年始の対応で、今のところにも少しかかるのかと思うんですが、厚生労働省が

事務連絡を発しておりまして、2年11月24日付で、年末年始における生活困窮者等に関する協力依頼等についてという事務連絡を出されているようであります。この大まかな内容ですとか、またこれに伴う都や市の動きなどがあれば教えてください。

○生活福祉課長（川田貴之君） 住居確保給付金等を初めとする他の給付金や、緊急小口資金、総合支援資金の特例貸付などの影響もあり、現在、新型コロナに関連する生活保護への大きな影響は出ておりませんが、今後、新型コロナに関連する解雇など、経済状況により生活保護申請の増加も考えられますことから、動向を注視してまいりたいと考えております。また年末年始などの長期休暇対応につきましては、職員の輪番制により、緊急時には在宅の当番職員が連絡を受ける体制を取っております。

以上でございます。

○5番（森田真一君） 年末年始もね、本当対応していただくの、本当大変なことだと思うんですけども、よろしくお願ひしたいと思います。

私、地域でいろいろ聞いて回りますと、やっぱりお仕事の関連で、雇用調整助成金、申請して受けているけれども、この期限も切れそうだとか、あと持続化給付金の申請されてるって方も大勢いらっしゃいましたけれども、これも年内打ち切りという話も、ニュースなどでは出てるということで、非常に不安に思われてる方、多いようであります。

市内の飲食店でも、古くからやって、御近所で大変人気のあるようなところなんかにも、先日、伺ったんですが、やっぱり夜のお仕事、時間制限なんかもありまして、非常に続けるの困難だということで、ここで廃業を検討してるというようなことも伺っております。こうしたやむを得ない事情で、こういった生活支援が必要になる方、これから増えてくるものだと思っております。

さて、次、伺いますが、徴税業務におけるコロナ関連の各種貸付金や給付金の扱いについて伺います。これが銀行口座に振り込まれた際に、一般債権として差し押さえの対象になることはあるのでしょうか。また近隣市ではこの問題について、法的には問題がないかもしれないけれども、制度の性格上、そういった扱いは不適切だとして、差し押さえの対象から除外するというふう聞いております。当市では今どのように考えていらっしゃるのか伺います。

○市民部長（村上敏彰君） 国税徴収法上の債権につきましては、銀行預金、給料、敷金、売掛金など、金銭または換価に適する財産の給付を目的とする債権を言いますので、例えば特別定額給付金なども、銀行口座に振り込まれれば、預金ですから理論上は差し押さえが可能となります。しかしながら当市では、給付金や手当など、特定の資金をピンポイントで狙った差し押さえは、これまでも行っておりませんし、これからも行うつもりはございません。

以上です。

○5番（森田真一君） そのところはね、ずっといつも配慮していただいでるんで、ありがたく思っております。よろしくお願ひいたします。

この項目では、主に市民に直接給付するものについて絞ってお伺いをいたしました。特に御商売されてる方、この制度とは別に、先ほどもちょっと重なりましたけど、雇用調整助成金だとか、あと持続化給付金だとか、ほかの制度のところとも絡んできますので、これについては尾崎利一議員のほうで質問させていただきますので、よろしくお願ひいたします。この項については、これで終わらせていただきます。

次に、東大和市実施計画（令和3年度～4年度）と来年度以降の予算編成についての項目で伺います。

まず先ほどの御答弁の中での御説明ですが、少子高齢化の進展により、歳入では市税等が減少しというお話でありました。

平成22年度以降、市の地方税収入済額は上昇傾向にあると思いますが、今後、少子高齢化を原因として、市税が減収に転じるとされる具体的な試算は、今、市では持っていらっしゃるのでしょうか。またそれはいつごろからとされているのでしょうか。

○財政課長（鈴木俊也君） まず少子高齢化の進展についてでございますが、将来人口推計によりますと、生産年齢人口は減少し、老年人口は増加をいたします。このことは市税収入は減少し、社会保障関係経費は増加が見込まれるというところでございます。

また新総合計画の策定に当たりまして、第五次基本計画策定に向けた財政状況の推計報告書を作成をさせていただいております。こちらで新型コロナウイルスの感染症の影響は、加味はされておきませんが、市民税個人につきましては、平成30年度の決算額を基準としまして、平成31年度以降、推計値は減少傾向となっております。

以上でございます。

○5番（森田真一君） 私が疑問に思ったのは、もう既に人口減少も、高齢化もずっと続いているのに、実際には統計上はということですが、この決算の数値で言えば、そういう動きになってないのであえて伺いましたが、じゃこれから始まるんだということですね。

それでは続きまして、同様にこの御説明の中では、少子高齢化の進展により、歳出では社会保障関係費が増加すると見込まれておりということでありましたが、平成21年度から31年度までの性質別歳出の中で、扶助費の伸びは何%伸びたのか。また性質別歳費のうちの経常充当一般財源等の伸びは何%だったのか、それぞれ伺います。

○財政課長（鈴木俊也君） 平成21年度から平成31年度までの扶助費についてでございますが、まず64.4%の増加でございます。また同様に性質別歳出の経常経費充当一般財源等につきましては、37.4%の増加でございます。

以上でございます。

○5番（森田真一君） この2つの伸び率が大きく乖離するのはなぜなのでしょう。

○財政課長（鈴木俊也君） 各扶助費によりまして、国庫支出金等の特定財源の措置率が異なることや、制度改革に伴いまして措置率が変更になるなど、単純に歳出額の増加率が、経常経費充当一般財源等の増加率と必ずしも合致するものではないと、このように認識をしているところでございます。

○5番（森田真一君） 一般の方には、ちょっと聞きなれないし、私たちが最近になって、ようやくこういうことがある、こういう数字を出すんだというのは知ったわけではありますが、扶助費、福祉などにかかるお金は急激に、平成21年度以降、歳出が伸びているんだっていうのは、この間、繰り返し市財政の説明なんか、市報なんかにも載せていただいているんで、多くの方がそうだっていうふうに思っています。今ほど御説明があったように、もう6割以上、この10年間で伸びてるということなんです。一方でこの経常充当一般財源というのは、これはあれですよ、国や都のお金じゃなくて、市が自分で稼いでって言っちゃいけないですね。市民からお金をお預かりしたものを、そのまま市民に使うと、こういうお金でありますから、これで言うと、その言ってる数字と比べると、半分超ぐらいですか、37%ですからね——ぐらいの数字になってしまうと。これはやっぱり随分印象違うと思うんですよ。そこのところでは、この67%の増がひとり歩きしては、誤った認識を生

むのではないかというふうに思います。

次、伺いますが、同じく加えて令和3年度予算では、新型コロナウイルス感染症の影響によって、さらに市税収入などの歳入の減額が見込まれておりますと、こういう御説明でした。確かに令和2年度以降のコロナによる経済活動の萎縮により、市税収入自体への影響は大きい可能性が考えられます。一方で、歳入全体で見れば、市税収入の減収分は、理論上は地方交付税により措置されるということになるので、このことによる大きな変化はないようではないかと思うんですが、いかがですか。

○**財政課長（鈴木俊也君）** 市税の減収分につきましては、議員おっしゃるとおり、普通交付税の基準財政収入額のほうでの算定をされまして、減要因としまして算入されます。基準財政収入額の減要因となりまして、そちらが減りますと普通交付税については、交付額の増要因となるところでございますが、実際の減収額が普通交付税として措置されるものではございませんので、歳入全体への影響はあるものと考えているところでございます。

以上でございます。

○**5番（森田真一君）** つまり、ひっくり返すと、減った分がそのまま、財政が縮むわけではないですよと、こういうことになるんだと思います。

さらに伺いますが、同じく平成31年度決算における市財政の状況につきましては、経常収支比率が上昇するなど引き続き厳しい状況にあるものと認識しているという御説明でした。経常収支比率も、これ2.2ポイント上昇、実質単年度収支はマイナス4億2,655万円のマイナスですね。と言われると、これは直ちに予算執行に影響が現れるのかなというふうに、市民としては心配になるわけですが、これは直ちに影響は現われるものなのでしょうか、伺います。

もう一つ、続けますが、実質単年度収支のこのマイナスというのは、どういうものなのかということも合わせて伺います。

○**財政課長（鈴木俊也君）** 2点、御質疑いただきました。

まず経常収支比率の上昇につきましては、より財政の硬直化が進んでいることを意味しておりまして、実質単年度収支のマイナス分につきましては、前年度決算の剰余金が前年度よりも減っていることを意味していることから、予算執行に当たりましては経常的経費の執行などについて、特に留意をする必要があるなど、影響あるものと考えているところでございます。また予算執行への影響に加えまして、次年度の予算編成などについても影響が出るものというふうに考えているところでございます。

例えば経常収支比率が増えるということですと、経常的な固定費の割合が増えているということも考えられますので、予算編成における自由度が下がることにつながるものと考えているところでございます。実質単年度収支の影響ということですが、こちらについては、その年度の基金ですとかの影響を控除した中で影響額ということですので、そちらは減額となったものについては、多分に影響が出ているものというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○**5番（森田真一君）** これはよく議員の研修会なんかで、教科書的に習う話であるかと思うんですけど、実質単年度収支というのは、前の年の黒字、場合によっては赤字の場合もあるかもしれないですけど、黒字と、それからその時点で持つてる財政調整基金、これを足したものが、昨年度と比べてどれくらい増えてるのか、減ってんのかっていう話で、ここで言うと、前の年と比べると4億2,655万円減ってるよっていうことを言って

るだけであって、別にお金がなくなっちゃって4億2,655万円、どっかから借りてこないと身動きが取れないとか、そういうことじゃないわけですよ。家計に例えれば、言ってみれば、財政調整基金というのは、取り崩しが可能な普通預金、それで実質収支というのは、今手元にあるお財布に入ってるお金と。これぐらいの感じになるのかと思うんですけど、これでやりくりしてるってことでは、家計も市も同じことですよ。この財政調整基金と実質収支の和は、平成20年9月、かつてリーマンショックがあった年ですが、この後、株式市況が回復するのに約5年かかってますけども、この間、この財政調整基金と実質収支の和の数字は、どのように推移をしていましたでしょうか。

○**財政課長（鈴木俊也君）** 財政調整基金と実質収支の合計の推移についてでございますが、平成20年度の決算から5年間見ますと、増加をしながら推移をしているところでございます。

以上でございます。

○**5番（森田真一君）** そのとおりですよ。

そのリーマンショックの前の年が、最もこの2つ和が底をついてるところで、そこからはうなぎ登りと言ってもいいぐらい、過去にないぐらい、この数字が跳ね上がっております。特に平成25年度以降というのは、大体35億を前後するぐらいの数字がずっと続いているということで、私はこの実施計画の中で示されてる、財政的に大変なんだっていう理由の中に、実質単年度収支がマイナスだ、マイナス4億だからというのだけ市民が見ると、本当に大変なことなんだ、これはもう一つも、こうしてほしい、ああしてほしいなんてことはもう口にできなくなると、こういうふうな感じになるのではないかということをお慮をしております。

次、伺いますが、平成21年度から31年度まで、性質別歳出の物件費の経常充当一般財源等の伸びが大きいことは決算書からも分かります。性質別歳出の物件費の伸び、そして性質別歳出の経常充当一般財源等の伸びは、それぞれ何%になるのか伺います。

○**財政課長（鈴木俊也君）** 平成21年度から平成31年度までの物件費についてでございますが、40.2%の増加であります。また同様に性質別歳出の経常経費充当一般財源等についてでございますが、こちらは37.4%の増加でございます。

以上でございます。

○**5番（森田真一君）** ここでいうと、伸び率でいうと、そんなに変わらないですよ。額でいうと、これは経常充当一般財源の伸びの額でいうと、ほぼ扶助費に、この平成31年は匹敵するぐらいの数字になりますよね。

伸び率でいうと、この扶助費の経常充当一般財源の伸び率よりもより大きいわけでありまして。結局、この中身というのは、物件費の経常充当一般財源の伸びの理由は、これ何なんですか。

○**財政課長（鈴木俊也君）** 経常経費充当一般財源が伸びているということになりますので、一般——特定財源がつかない事業を行っているものという形になります。そういう意味では、例えば包括施設等管理業務委託料ですとか、納税管理及び徴収補助等業務委託料などについては、大きなものになるかなというふうに考えております。

以上でございます。

○**5番（森田真一君）** 今の御説明で分かるわけでありまして、この間、議会では大きな案件として、今挙げられたような、いわゆる窓口民間委託、業務委託が、この財政上でも大きな影響を与えてる委託費の膨張が、財政的には大きな負担になってきているということが、そこで分かるわけですね。一般には、私たちはこの導入に当たっては、全体として行政改革や必要があつて、そこには民間の力、使うことによって、より合理的にでき

るんだと、こういう御説明で進められてきたわけですが、事、財政で見ると、実はこの民間委託が、財政上は大きな負担増になってきていたということが示されたわけであります。そういうことが分かりました。

これは意見になりますが、経年的に見れば、平成20年度以降、財政調整基金と実質収支の和は、それまでと比べて大幅に増加を続けており、23年度以降は常におよそ30から40億円の間を推移している。25年度以降は35億円前後と安定をしていると。

今、コロナ危機以降の社会の在り方が問われてるんだと思います。市の現状の対策というのは、国や都の交付金や補助事業の枠内で基本的には行われてるものであり、危機に対応する財政出動を思い切って行うように転換するべきときではないかと思っています。

先ほどより指摘したとおり、財源があるわけです。国民健康保険税は毎年1億円ずつ値上げを行って、2年で3億円、基金をためましたが、少なくともコロナ禍で、一旦引き下げを行うべきではないかと思っています。介護保険の基金も3億、6億、7億5,000万と年々増えていくわけでありますから、これも保険料の引き下げなど行うべきかと思っています。危機に見合った政策への見直しと市民負担増路線、民営化、委託化路線の転換を求めてこの質問を終わります。

以上です。

次に、大項目の3の気候危機についてお伺いいたします。

まず11月19、20日になりますが、衆参両院で気候非常事態宣言というものが決議をされました。ここでは、これまでパリ協定に基づく二酸化炭素削減目標では足りず、もはや気候危機の状況に立ち至っているとして、国を挙げて削減を実施するとしています。菅首相も就任演説で、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすると宣言をされました。市では、この認識を共有されているのでしょうか。

○環境課長（下村和郎君） 国だけではなくですね、東京都も既に2050年、CO<sub>2</sub>実質排出ゼロを目標とした具体的な取組を進めておりまして、これらの動きは持続可能な社会に向けた国際的な潮流に合致するものであります。市といたしましても、取組の重要性は強く認識しているところであります。

以上でございます。

○5番（森田真一君） 市では第三次地球温暖化対策実行計画をつくって、これまで様々な対策を行ってきたかと思っています。地球温暖化対策の推進に関する法律では、年1回、この実行計画に基づく実施状況の公表が求められていますが、最新の状況というのはどういう到達なのでしょう。

○環境課長（下村和郎君） 市が策定しております第三次地球温暖化対策実行計画は、東大和市の事務事業に伴う温室効果ガスの排出量の抑制を推進する事務事業編であります。地球温暖化対策実行計画に基づく措置及び施策の実施状況につきましては、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第10項に基づき、毎年1回の公表が義務づけられておりますことから、市では毎年度発行しております「東大和の環境」にですね、取組の状況を掲載しているところであります。

最新の状況につきましては、平成31年度版の「東大和の環境」の発行は、これからになるわけですが、温室効果ガスの総排出量の集計結果につきましてはまとまっておりますので、申し上げますと436万8,340kg-CO<sub>2</sub>でありました。基準年度であります平成27年度の409万4,086kg-CO<sub>2</sub>と比較して、6.7%の増加となりました。目標であります3%の削減は達成できなかったところであります。

以上でございます。

○5番（森田真一君） この間、多くの他の同僚議員の皆さんが取り上げていらっしゃるSDGsとの関係で伺

いますが、市のホームページには、SDG sの17の項目と市の第四次基本計画の各項目との関連を一覧にした表が掲載をされています。ここではSDG sの13番目の目標ということになるのでしょうか。気候変動に具体的な対策をという項目に関連する項目、これはどの項目になりますでしょうか。

○企画財政部長（田代雄己君） SDG sの13番目のゴールでございます、気候変動に具体的な対策をにつきましてはですね、第四次基本計画の施策との関連では、学校教育の充実、そして防災・防犯体制の推進、環境の保全と関連があるとして整理しております。

以上でございます。

○5番（森田真一君） この11月にいただきました市の実施計画、令和3年度から4年度で上げられた、この学校教育の充実、それから防災・防犯体制の推進、環境の保全の各項目を見ると、いずれもこの温暖化ガス削減についての記述は見られません。これ至急に見直しを求められる状況ではないのかと思うんですが、いかがでしょうか。

○企画財政部長（田代雄己君） 実施計画のですね、今回おつくりした令和3年度から4年度版につきましては、主要事業を選ぶに当たりまして、新型コロナウイルス感染症の影響もございまして、平成31年度に策定した実施計画の令和3年度と4年度の内容を、一部金額を修正した上で、引き続き掲載しているような内容でございます。また温暖化ガス削減に関する取組につきましてはですね、市として今後、取組を進める中でですね、その内容に応じて対応してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中間建二君） ここで10分間休憩いたします。

午後 2時35分 休憩

---

午後 2時43分 開議

○議長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○企画財政部長（田代雄己君） 先ほど財政課長のほうから、物件費の伸びにつきまして御説明させていただきました。その関係で、私のほうから補足をさせていただきたいと思っております。貴重なお時間をいただきまして申し訳ありません。

平成31年度、物件費の増加の要因としまして、一般財源での対応となっております包括施設等管理業務委託料や、納税管理及び徴収補助等業務委託料などが要因じゃないかというお話をさせていただきました。

一方で東大和市としてはですね、こういう民間の力をお借りしまして、それに加えて効果を目的に導入してるところでございます。特に納税管理や徴収補助等業務委託につきましては、収納率の向上がかなり伸びておりまして、そちらにつきましては市税収入の面で大変効果があるものであります。

また包括施設等管理業務委託料につきましても、各課で行ってございました契約や、支払いの手続きにつきまして、それが集約されますので、各課には手続が減少しております。そういう意味では職員の負担が軽減されております。

また施設管理の部分ではですね、事務職では十分な確認ができなかった建物や各種設備の更新、修繕等の必要性について、委託業者から指摘を受けまして、今後の施設の在り方につながっていく、検討しているところでございます。そういう大きな効果がございまして、その取組を総合的に判断しまして、東大和市としましては民間活力が活用できる業務があればですね、そちらを、サービスへの効果や経費などを踏まえて検討し

ているところでございます。

以上でございます。

○5番（森田真一君） 項目が戻っちゃったんで、せっかく教えていただいたんで、お話いただいたところは了解いたしました。そういうことでいうと、あれですよ、扶助費が増えるのっていうのは、もうダイレクトに市民の暮らしが向上する、福祉が向上する、幸福度が上がると。こういう関係ですから、いたずらに増えることが、また財政上の——財政、お金のことで言うと、大変さということがあるかもしれないけども、市政全般で見たら、これはむしろ望ましいことであるということと言えるのかなと思います。今お話を伺って分かりました。

元に戻ります。先ほどの実施計画の記載のところ、お話、戻りますけれども、そういう計画の紙の上での都合たらいいですね、書き方の問題だということは分かりました。中身のところで、ぜひ進めていただければと思います。

この中身なんですが、そこで言いますと、特にこのエネルギー消費が激しい大都市、ここが排出削減に責任を持つことというのは、求められることは、もう言うまでもないことだと思います。東日本大震災の教訓を踏まえて、地域分散型の自然エネルギーの普及拡大を目指して、2011年に設立をされた自然エネルギー協議会という団体があります。34の道府県と、経済同友会傘下の法人企業、200社で構成をされている団体です。34道府県ですから、東京都はこれに参加をしていません。日本で一番の大都市の東京都がこの調子ですから、排出抑制に本気を出せるのだろうか、これを見る限りでは大変心もとない思いをするわけであります。

東大和市が、地方自治体として率先して大胆な削減目標を掲げ、国や東京都の動きの様子見にとどまらず、最大のエネルギー消費地にふさわしい取組を迫ることが求められているのではないかとと思うのですが、いかがでしょうか。

○環境課長（下村和郎君） 2050年カーボンニュートラルという目標は、国際的にも、国内的にも、相当ハードルが高いと考えられております。このため、実現には革新的技術の開発普及が不可欠であると言われております。この目標に対しまして、実現していく責任につきましては、国も都も市も変わるものではないと思いますが、国や都が担う役割と、市が担う役割につきましては、当然異なってくるものと考えております。市ができる取組は何かをですね、真摯に考えて実行してまいりたいと考えております。

以上です。

○5番（森田真一君） 先ほどのお答えの中でも、東大和市の二酸化炭素排出量が、平成27年と比べて6.7%増えてしまったと、削減したかったけど増えてしまったと。こういうお話あったわけですが、とはいえ自治体でできることに限りがあるということが、どうしても念頭にあって、なかなか進まないなって思いがあるのかと思いました。そうは言っても、これまでの取組の中で、積極的に実は進めていた施策もあったのではないかと、効果を出していた施策もあったのではないかとというようなことも思っております。

例えばこの間、議会などで報告が幾つかされたような取組でいえば、これ必ずしも二酸化炭素の排出ってことを言ってたわけじゃないですけども、狭山丘陵の緑化のことですとか、それからあと庁用車の電氣化、これ直接結びつくかもしれませんが、それから市内街灯のLED化もこの間、大きく進めていただけてますし、それから私は小・村・大の議員もさせていただいて、今、行ってますけども、このところでは焼却炉の更新とともに、いわゆるごみ発電を進めるという関係もあって、このごみは、ごみそのものは燃やした分だけ炭酸ガスは出ますけれども、焼却施設の運転について、使用してる電力を生産するのに発生する二酸化炭素、これが

このごみ発電をすることで、自家発電できるということで、外から持ってきてる電気ですね。これに伴う二酸化炭素は結果的に減ると、こういうことも今後進むということも考えられるのかと思います。

こういった、つまり数え上げをしてなかったけども、振り返ってみたら結構やってるものはやってたねっていうものがあるのではないかなと思うんですが、こういったところでは心当たりと言ったらおかしいですけども、考えられるものというのはあるのではないのでしょうか、いかがでしょうか。

○環境課長（下村和郎君） 市ではですね、第二次環境基本計画に基づきまして、循環型社会の形成を進める地球に優しいまちの施策を進めてまいりました。今議員からもお話、一部ありましたが、省エネルギーの取組では、街路灯や公園灯のLED化、それから再生可能エネルギーの取組では、学校給食センターへの太陽光発電設備の設置、CO<sub>2</sub>排出削減の取組といたしましては、庁用車への電気自動車導入等が挙げられますし、そのほかにもごみ減量、リサイクルの推進ですとか、狭山緑地をはじめといたします緑の保全などについても、地球温暖化防止に資する取組であると言えます。

以上でございます。

○5番（森田真一君） この場で具体的にね、それをデジタル化するというのは難しいかなと思うんですが、ちょっとぜひね、どれぐらい効果が出てのかっていうのも、もしそれが算入されていないようであれば、検討していただければなというふうに思います。というのは、それがより前に進む動機になるのではないかなというふうに考えるからです。

一方で、課題になりながらも、財政面なども考慮してなかなか実現できてこなかったということもあるんだと思います。一番、この間、上がってて、なかなか進まなかったのは、太陽光発電など再生エネルギーの利用の補助が、他の近隣市ではやってるけども、当市にはなかなか実現していないという現状がありますので、この点ではどうなのかということ伺います。

○環境課長（下村和郎君） 住宅用太陽光発電設備設置に対する助成につきましては、東京都の制度がございますので、市としては制度を設けておりませんので、東京都の制度を御案内してるところでございます。

以上です。

○5番（森田真一君） 今より前に進めるってことですのでね、東京都の制度にとどまらず、ぜひ市でも後押しをするようにしていただきたいということは、ちょっと要望として申し上げておきたいというふうに思います。

まとめますが、改めてこの気候危機に対する認識ってことで申し上げておきたいと思います。危機宣言の必要性は、今後の市では検討ということになるのかなと思うんですが、これが環境活動家のグレタ・トゥーンベリさんが喝破した、大人のやったふりということになるのではないかなと思います。

当市に限らず、世界各国が京都議定書以降の貴重な30年間をやったふりで浪費してしまった結果、排出量の削減どころか増加をさせ、ついには引き返し不可能なところまで至ってしまったというのが、今の気候危機に対する世界の共通認識であり、国会でもやっぱりそのところが、多くの議員が、共通の認識を持ったということなんだと思います。

ですから、せめてこの共通認識を持ちやすい地域から始めようという呼びかけをしたいというふうに思います。気候危機への関心は、環境問題に関心を寄せる一部の市民の要求ではありません。既に産業界では深刻な影響が現われているという認識を持っています。数年前、もう9年ぐらいになりますか、8年か9年ぐらい前になりますかね、タイでは大洪水が発生して、日本から進出した自動車メーカーらが大きな損害を受けたということ

は記憶に新しいところですし、昨今では、私、直接聞く機会があったのは、保険業界で長期的な気候変動の影響の見通しを立てることはもう困難だとして、長期損害保険を廃止する動きが始まっているというふう聞いています。前はローン期間だとか、10年とか、そういう長期のものもありましたけど、今もう5年物しかつくらないと。基本的には今後、自動車保険みたいに単年度のものしかつくらないんだって、こういうお話も保険業者さんから直接伺う機会がありました。それだけ不確実性が増してるってことだと思います。

昨日の報道では、ついに日本政府も、2030年代半ばまでにはガソリン車の生産は、新車販売、全て禁止をするということで、海外に足並みをそろえる動きも始まっているというふうに伺いました。

今年は関東への台風の上陸がなかったんで、ついつい忘れがちなんですが、日野橋が破壊されて、水害で破壊されて通れるようになったのも、本当についこの間のことであります。これらの大災害の影響を受けるのは途上国、また日本国内でいえば地方や、国内の低所得者の方、高齢者の方など、社会的に弱い立場に置かれている方々に、より多くのリスクを負わせることとなります。

また廃棄物の貯蔵でも、破綻をしている原発の再稼働の見直しや、世界的にも糾弾をされてる石炭火力発電所の建設の中止、この10年ほどで爆発的にコストが低減した自然再生エネルギーの積極的な利用促進、二酸化炭素排出量の大多数を占める家庭部門以外での徹底した排出抑制の推進など、国が向かうべきエネルギー政策の転換を地方自治体から積極的に求めていく、出来次第ではないでしょうか。SDGsが掲げる誰一人取り残さないという理念に向き合って、この問題に真剣に取り組んでいただくようお願いをいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中間建二君） 以上で、森田真一議員の一般質問は終了いたしました。

---

#### ◇ 東 口 正 美 君

○議長（中間建二君） 次に、18番、東口正美議員を指名いたします。

[18番 東口正美君 登壇]

○18番（東口正美君） 議席番号18番、公明党の東口正美です。通告に従い、一般質問させていただきます。

まず1番目として、産後ケア事業について伺います。

これまで私は、産後ケア事業について過去2回、平成26年第3回、平成28年第4回定例会で一般質問させていただきました。平成26年、公明党女性委員会として、女性の元気応援プランを策定し、政府に提言を行うなど、一貫して女性の活躍及び切れ目のない子育て支援を要望してまいりました。そして昨年、令和元年11月29日に、出産後の母と子への心身のケアや育児相談などを行う産後ケア事業を全国でさらに普及させるため、同事業の実施を市区町村の努力義務とする改正母子保健法が全会一致で可決されました。

そこで①として、産後ケア事業推進のための母子保健法の一部改正が行われたことによる自治体の役割の変化について伺います。

改正法では、出産後1年以内の母子を対象に、心身の状態に応じた保健指導や療養を伴う世話、育児相談などを行うものと規定、そこで②として、具体的な産後ケア事業の内容についてお聞かせください。

アとして、短期入所事業（宿泊型）、通所事業、訪問事業の内容について伺います。

東大和市では、これまでも日本一子育てしやすいまちを目指して、きめ細やかに子育て支援を行ってまいります。

そこで③として、現在、市で行っている母子保健事業及び子育て支援事業について伺います。

アとして、母子手帳交付時の面接について。

間違えました。すみません。抜けてしまったですね。すみません。抜けました。

②訪問事業の内容、イとして事業の利用者の認定は。

ウ、産後ケア事業の担い手、設備、期間、費用について伺います。

すみません。失礼いたしました。

③として、現在、市で行われている母子保健事業及び子育て支援事業について伺います。

アとして、母子手帳交付時の面接について。

イとして、新生児産婦訪問（こんにちは赤ちゃん事業）について。

ウとして、産前・産後に困難を抱える母子及び家庭への支援について。

エとして、産後うつへの対応は。

④として、今後の市の産後ケア事業について伺います。

続きまして、2番として、樹木の管理と街の木を活かす取組について伺います。

私は令和元年第3回定例会で、街路樹、公園緑地等、学校の樹木の管理について質問いたしました。そのときの答弁では、街路樹の総数は高木、中木が3,223本、低木がおよそ2万270平方メートルで、維持管理費が平成30年度決算額で4,789万。公園緑地等の高木、中木がおよそ3,000本、低木が1万1,000平方メートルで維持管理費が2,282万円。学校の高木、中木がおよそ2,200本、維持管理費が522万円であることが分かりました。また、これらの樹木の管理について、老木化や高木化したことによる課題についても伺い、計画的な管理の必要性や、伐採後の樹木の有効活用についても訴えさせていただきました。

さらに、令和2年第3回補正予算では、野火止用水の樹木の伐採のために250万円、駅前広場ムクドリ対策のための樹木伐採費用として220万円が計上されました。今定例会の初日の補正予算でも、野火止用水、狭山緑地の樹木のナラ枯れの被害対策として、樹木伐採のための費用がそれぞれ560万、990万。そして、上仲原公園、中北台公園の樹木の伐採に1,626万、小中学校の倒木の可能性がある樹木の伐採に380万の予算が計上され、高木化、老木化した樹木の管理の大変さ、また多額の経費がかかることが分かり、改めて樹木の適正管理をするためには、計画的な対応が必要だと考えます。

そこで①として、市内の樹木の管理計画について伺います。

アとして、学校施設長寿命化計画（案）における樹木の管理について。

イとして、街路樹の管理計画について。

ウとして、公園樹木の管理計画について伺います。

次に②番として、街の木を活かす取組について伺います。

南町田駅前の再開発に当たり、隣接する鶴間公園の整備や周辺道路の付け替え工事が行われました。町田市では、その際に伐採した樹木を製材し、新たに造られたまちライブラリーや、児童館で使用する本棚、机、椅子として利用する取組をしており、先日、会派で現地視察をさせていただきました。街の木を使って作られた机も椅子も本当にすてきで、木の香りに包まれた上質なしつらえの空間となっており、その窓からは鶴間公園の新たに整えられた美しい木々の緑が見えて、大変に豊かな気持ちになりました。

そこでアとして、町田市では、公園整備で伐採された樹木を製材し、公共施設の本棚、机、椅子として活用しています。この取組を参考として、当市でも取り組むことができるか伺います。

③として、森林環境譲与税について伺います。

アとして、この税の目的と用途について。

イとして、東大和市での現在の活用について。

ウとして、基金化して街の木を活かすために使うことができるか伺います。

続いて大きな3番、東京街道団地の建て替え状況について伺います。

東京街道団地については、これまでも何度も一般質問で取り上げてまいりました。最初に取り上げたのは、平成24年第1回の定例会で、街道団地の空きスペースの活用についてという内容の質問でした。現在、街道団地では、建て替え工事が再開し、新しい号棟が誕生した姿を見ると少し感慨深いものがあります。

そこで、改めて現在の状況についてお聞きします。

①として、現在の建て替え工事の進捗と今後の入居予定について。

②として、多目的運動広場の進捗について。

③として、生活支援ゾーンの取組の進捗状況について。

④として、その他の課題について伺います。

次に4番、带状疱疹ワクチンについて。

带状疱疹ワクチンについても、以前、質問をさせていただきました。带状疱疹は、50歳を過ぎたら3分の1の人が罹患し、また発症した人の20%は、带状疱疹後、神経痛のため、長期にわたり痛みが続くなどの症状があるとされており、また発症した人の20%は、带状疱疹後、神経痛のため、長期にわたり痛みが続くなどの症状があるとされており、しかしながら、带状疱疹がワクチンにより予防できることは、まだまだ知られていないと考えます。新型コロナウイルスの発生により、ワクチンの必要性が改めて認識される中で、既存のワクチンの活用についても取り組む必要があると考えます。

そこで①として、ワクチンの効果についての市の認識。

②として、市民への周知方法について伺います。

ここでの質問は以上とし、御答弁を踏まえて自席にて再質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

〔18番 東口正美君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 初めに、母子保健法の一部改正による自治体の役割の変化についてであります。令和2年8月に発出されました厚生労働省の通知によりますと、令和元年12月に公布された母子保健法の一部改正により、これまで任意とされていた産後ケア事業が、市町村の努力義務として法定化されたものであります。また国では、第4次少子化社会対策大綱において、令和6年度末までに、産後ケア事業の全国展開を目指しております。これらのことから、産後ケア事業の実施について検討する必要性が生じたものと認識しております。

次に、産後ケア事業の具体的な内容についてであります。国は産後ケア事業の全国展開を推進し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制のさらなる充実を図ることを目的に、令和2年8月に産後ケア事業ガイドラインを改定しております。産後ケア事業の具体的な内容等、詳細につきましては、後ほど担当部長より説明をいたします。

次に、母子手帳交付時の面接についてであります。妊娠届を提出する全ての方に対し、保健師など看護職が妊娠届の内容の確認やアンケートに基づき面接を実施しております。妊娠を受け止める気持ちや体調、不安や心配、里帰りの予定、産前・産後のサポートの有無など、アンケートの項目に沿って丁寧に確認し、必要に

応じて助言指導に努めております。また継続して支援が必要と判断される場合は、フォローケースとして台帳に登録するとともに、子ども家庭支援センターなど関係機関と連携協力し、支援を実施しております。

次に、新生児産婦訪問についてであります。産後支援として早期の訪問が重要でありますことから、産後2か月未満までの訪問に努め、母子の体調、生活状況、育児の状況について確認及び保健指導を行い、必要に応じて子育て支援サービスの情報提供を実施しております。また、特に支援が必要な場合は、医療機関をはじめ関係機関と連携協力を図っております。

次に、産前・産後に困難を抱える母子及び家族への支援についてであります。保健センターでの支援とともに、必要に応じて庁内外の関係部署と連携し、個々の状況に応じた支援の提供を図っております。また特定妊婦及び要保護児童と判断される場合は、子ども家庭支援センターとの連携を強化して支援を実施しております。

次に、産後うつへの対応についてであります。出産後、早期の新生児産婦訪問により、母親の産後うつを発見し、医療機関や専門相談機関につなぐなどの取組を実施しております。また分娩医療機関への入院中から、医療機関をはじめ、関係機関と連携し、家族の協力や関連サービスの利用などにより、衝動的行為の未然防止など母子の生命の安全の確保に努めております。

次に、今後の産後ケア事業についてであります。産後ケア事業の実施に当たりましては、子育て世代包括支援センターや、その他の関係機関と必要な連絡調整及び母子保健や福祉に関する事業との連携を図ることにより、支援の一体的な実施を講ずることが市町村の努力義務として、母子保健法の改正により定められております。まずは庁内関係部署と情報の共有を図るとともに、地域の社会資源の確認、利用者の見込み人数の算出など、当市の状況に合わせた産後ケア事業の検討について、他市の事例等の情報収集を行いながら、調査研究してまいりたいと考えております。

次に、市内での樹木の管理計画についてであります。学校施設長寿命化計画（案）におきましては、施設の個別計画でありますことから、学校の樹木の管理につきましては含んでおりません。しかしながら、樹齢の高い樹木や高木化した樹木が多数ありますことから、計画的な更新や管理が必要であると認識しているところであります。

次に、街路樹や公園樹木の管理計画についてであります。街路樹につきましては道路の安全と良好な環境を維持していくため、街路樹の課題を整理し、計画的に維持管理を進めていく必要があると考えております。現在のところ管理計画の策定には至っておりません。公園・緑地等におきましても、数多くの樹木を管理していることから、必要性は認識しておりますが、現在のところ管理計画の策定には至っておりません。

次に、樹木、街の木を生かす取組についてであります。市におきましても、現在、東大和市狭山緑地雑木林の会の皆様により、狭山緑地の間伐材のチップ化や炭焼き、竹細工などへの活用が行われております。町田市の取組を参考とした市の取組につきましては、今後研究してまいりたいと考えております。

次に、森林環境譲与税の目的と用途についてであります。森林環境譲与税につきましては、国の温室効果ガス排出削減目標の達成や、災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、平成31年度に創設された地方譲与税であります。用途につきましては、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律におきまして、森林の整備に関する施策、森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用の促進、その他の森林の整備の促進に関する施策に要する費用に充てなければならないとされているものであります。



用期間が7日以内の短期入所により、利用者の産後ケアを行うものであります。

次に、通所型であります。産後ケアセンターなどの施設へ来所していただき、個別または集団により産後ケアを行うものであります。

次に、居宅訪問型であります。利用者の居宅に訪問し産後ケアを行うものであります。

なお、産後ケアの内容につきましては、母親の心身のケア、保健指導、栄養指導、乳房ケア、育児手技の指導、相談を行うこととされており、短期入所型は、これに加え、生活の相談、支援を行うこととされております。

次に、産後ケア事業の対象者についてであります。褥婦及び産婦並びにその新生児及び乳児のうち、4つの項目に基づきアセスメントを行い、決定することとされております。

1つ目の項目につきましては、母親に関するもので、産後に心身の不調、または育児不安等がある者、また特に支援が必要と認められる者とされております。

2つ目の項目につきましては、新生児及び乳児に関するもので、自宅において養育が可能である者とされております。

3つ目の項目につきましては、その他として、地域の関係機関の情報から支援が必要と認める者とされており、里親や父親が例示されております。

4つ目の項目につきましては、対象外となるものとして、母子のいずれかが感染性疾患に罹患している者、母親に入院加療が必要な者、母親に心身の不調や疾患があり、医療的介入が必要な者とされております。

次に、産後ケア事業の実施担当者、実施場所、期間、費用についてであります。実施担当者につきましては、助産師、保健師または看護師のいずれかを1名以上置くこととされており、必要に応じて保育士や心理に関する知識を有する者などを置くことができるとされております。居宅訪問型以外の実施場所につきましては、病院、診療所、助産所が適切とされておりますが、居室、カウンセリングを行う部屋、乳児の保育を行う部屋を有し、適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備等を有する場所も可能となっております。期間につきましては、出産後1年とされております。費用につきましては、原則、産後ケア等、サービスに係る利用料を徴収することとされております。

以上でございます。

○議長（中間建二君） ここで5分間休憩いたします。

午後 3時22分 休憩

---

午後 3時26分 開議

○議長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○18番（東口正美君） 御丁寧な御答弁、ありがとうございました。

すみません、冒頭、壇上での発言を一部訂正させていただきます。

樹木の関係のところ、「令和2年第3回補正予算」と言いましたけれども、「令和2年第3回定例会における補正予算」ということで、訂正をさせていただければと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、産後ケア事業について質問をさせていただきます。

壇上での答弁で、この事業について皆様にも分かっていたと思います。母子保健法が改正されまして、今まで任意だったところが、自治体における努力義務になって、当市においてもこの実施を検討する必要が生

じているということを御答弁でお答えいただきました。また、その具体的な産後事業ケアの内容につきましても、今部長のほうからガイドラインに沿いまして、どういう事業が産後ケア事業として必要かということを知ることができました。宿泊型、通所型、訪問型、そしてこの法改正が変わりまして、今まで4か月までだったものが1年、産後1年までの期間、この産後ケア事業が受けられるというふうになっておりますし、またこの産後ケア事業につきましては、一部料金の自己負担もあるということも、今までの事業と違うところかなというふうに思います。そのような御答弁をいただきました。またそれを支える人材、施設等のガイドラインについてお話をいただいたところです。じゃ何を狙っているのかということ、この産後ケア事業というのは、実家としての機能を社会で整えてもらいたいというのが、この産後ケア事業が狙っているところだと思います。

他の議員の質問でもありましたけれども、晩婚化、また晩婚化による高齢出産、また産むお母さんが高齢になるので、それを支えるその両親の高齢化、また核家族化、さらに女性が社会進出することで、家庭で支え手であった方たちが、今働いているというようなことで、産後の支えが今まで以上に、この家庭の中だけでは整えられないという状況を、さらに社会で支えていこうということ、この産後事業のガイドラインでうたっております。そのことは先ほどの答弁で分かりました。

ですので、じゃ今行われてる事業とどう違うのか、今行われてる事業に、どういことをプラスしていけばいいのかということで、今現在、行われてる事業について再質問をスタートをさせていただきたいと思います。

これも初日の他の議員の質問で明らかになっているところもありますので、その上での質問をさせていただきます。まず当市が母子手帳の交付時に、丁寧な面接を行っていただいているという御答弁をいただきました。

先日のその御答弁の中では330件ぐらいの中で、すみません、ちょっとちゃんとメモが取れなかったんですけど、90件近く、その後、継続して支援が必要なケースがあるというふうに伺いました。この母子手帳交付時の面接というのは、どのぐらいの時間をかけているものなのか、また担当して下さってる職員はどのような資格のある方なのか伺いたいと思います。

○健康課長（志村明子君） 妊娠届出時の面接についてでございますけども、今現在は、原則、予約制で受け付けております。予約の案内をいただいたときに、おおむね20分ぐらいはかかるというような形でお話をしております。場合によってはお時間のない方は、それより短い方もいらっしゃいますし、多い方はもう少しかかる方もいます。おおむね平均すると20分ぐらいという形で行っております。

また、面接に当たる職種でございますけども、保健師、助産師、看護師、この3職種で行っております。基本的には、相談に当たる主な者を決めておき、その日の相談担当の者を決めながら行っておりますけども、事前に予約のときに何か困ったことがあるような場合には、地区担当のほうから妊娠届出のときに、担当として紹介し、最初の出会いをつくる、そういったような工夫もしております。

以上でございます。

○18番（東口正美君） もう一度、ちゃんと確認させてもらいたいんですけど、その時に、先ほど言ったように、支援が必要となる件数は、三百何十件のうちの90件ぐらいということでもいいのか、もう一度確認させていただきたいと思います。

次に、支援が行われるのが、新生児産婦訪問の、いわゆるこんにち赤ちゃん事業だと思うんですけども、この事業は、訪問日の日程調整をどのように行うのかということと、あと、おおむね2か月までの間に何うということですけども、その辺の一番早くて何日目ぐらい、一番遅くて何日目ぐらいということが分かればいいのかということと、あとこれは第1子の出産だけではなくて、第2、第3子のときも、こんにち赤ちゃん事

業が受けれるのかどうかを聞きたいと思います。また訪問時の1件に当たる時間、どれぐらいその御家庭に時間を割けるのか、また乳房ケアというのが、産後ケア事業ではどの事業にも含まれておりますけれども、このこんにちには赤ちゃん事業における乳房ケアはどのようになっているのか伺いたいと思います。

○健康課長（志村明子君） まず妊娠届出時のそのフォローの内訳も含めた、その把握についてでございますけれども、この妊娠届出時のアンケートの中に、産後のサポートがありますかとか、あと困ってることはないか、不安なことがないかといった項目がございます。そこに記入があった方の中身を聞いて、やはりフォローが必要だという場合にはフォロー妊婦になります。また妊娠届出時の記載内容に、年齢、また分娩時におけるあなたの年齢ということで、高齢出産の方は分かります。また若年の方も分かります。また、このときにお母様だけではなくて、お父様の名前も記入していただきますので、入籍か未入籍かという形も確認ができます。またアンケートの中では、お母様の基礎疾患なども書く項目がありますから、ここの中で基礎疾患があるかどうかということも含めて、その疾患の中身によってフォローが決まります。フォローに当たっては、必ず妊娠届出のときに、その後、様子伺いと、連絡を入れさせていただいてもよろしいですかというような形で、必ず同意を取るような形で行っております。

次に、新生児産婦訪問、こんにちには赤ちゃん訪問の日程調整についてでございますが、基本的にはこの妊娠届出時のときにお渡しする出生通知表というものを、保健センターのほうに、郵送もしくは窓口で持ってきていただいております。そのときに日程のほう、調整する形になります。日程調整に当たっては、訪問を委託しております助産師、あとそれから常勤の保健師、また会計年度任用職員など、その出生通知書に書かれてる内容によって振り分けをして、その担当から直接、お母様に御連絡をして日程調整をしております。

次に、訪問時の日齢についてでございますけれども、早い方であれば1か月健診前にお伺いをいたしております。約8割の方が、2か月目に至らない、生後1か月を過ぎて2か月に至らない間に、訪問のほうをいたしております。また里帰りをされていて、里帰りから帰った後に訪問を希望される方もいらっしゃいますので、そういう方は4か月になる前までに訪問をする形で実施をいたしております。

次に、対象となるお子様の出生の順番でございますけれども、この事業が、こんにちには赤ちゃん事業になってから、第1子に限らず全てのお子様訪問ということが原則となっておりますので、全ての方に御連絡をいたしております。ただまれには、初めてのお子様ではなくて、訪問を御希望されない方、もしくは家庭訪問ではなくて、保健センターでの面接を御希望される方がいらっしゃいますので、そのときにはその方の御希望や状況に応じた対応をいたしております。

あと最後に、新生児訪問のときの1件の所要時間でございますけれども、大体平均すると40分程度でございますけれども、今コロナの関係で、なるべく短時間ということで、中には玄関先のちょっと奥まったところでの訪問を希望される方もいらっしゃいますし、場合によってはお部屋まで上げていただける場合には、上げていただいて訪問のほうをいたしております。

訪問のときの乳房ケアの中身でございますけれども、タイミングよく授乳の時間になれば、そのお母様の母乳の張り具合ですとか、赤ちゃんの飲んでる状況、またくわえ方、抱いてる姿勢なども確認し、場合によっては助言指導もできますけれども、タイミングが合わない場合には、お母様から口頭で聞き取りをし、場合によっては実際におっぱいを見せていただけたときには見ながら、張りがいいかとか、乳腺の開通がしてるかとか、そういったことも含めながら確認のほうをしております。ただ、このときには、おっぱいマッサージのような、そういう直接的なケアのほうは行っておりません。

以上でございます。

○18番（東口正美君） ありがとうございます。様子が大変よく分かりました。

次に、産前・産後に困難を抱える方への支援ということで、御答弁の中には特定妊婦さんというようなことが書かれておりますけれども、それは今伺ったように継続支援が必要なケースの方たちを言っていて、この方たちには、今も既にその継続的な支援が、いわゆる公費で行われてるという理解でいいのかどうかを教えてください。

○健康課長（志村明子君） 特定妊婦という方につきましては、今申し上げました妊娠届出時のフォローの方とはまた違う区分になりまして、それよりさらに必要な方という形で判断して対応しております。この特定妊婦の方に当たりましては、保健センターだけではなく、子ども家庭支援センター、また児童相談所、医療機関等、様々な関係機関が複合的に関わらないと支援ができません、そういった形になります。この方に対するサービスといたしましては、原則的に自己負担のない公費ができる、そういったサービスの制度を御紹介し、御希望によって利用していただいている、そういう形で対応いたしております。

以上です。

○18番（東口正美君） 今、様々お答えいただいたように、現在も様々な子育て支援、また産後の支援等もされている中で、さらにじゃどこが足りないのか、次に産後うつの質問に入らせていただきたいと思いますけれども、昨今やはりこの産後うつが増えてきているという話があります。現に当市で産後うつで重い支援が必要なほど、重い産後うつというケースは具体的にあつたのでしょうか、もしありましたら教えていただきたいと思います。

○健康課長（志村明子君） ここ何年かは、お母様にすぐに医療機関に入院していただくのが必要なほどの重症な産後うつの方はいらっしゃいません。ただ病院に入院中から、非常に感情的な気分の落ち込みがあるという連絡をいただき、早期の家庭訪問を実施し、家族の方とお母様の支援をしたケースは何人かございます。

以上でございます。

○18番（東口正美君） 本日たまたま公明新聞の1面に、コロナ禍と産後うつという記事がございましたので、少し読ませていただきたいと思います。東京慈恵会医科大学の井上准教授の記事でございます。

コロナ禍の中で、出産間もない母親の産後うつのリスクの上昇が懸念されている。専門家による10月の調査によると、産後うつの可能性がある母親の割合が、通常10%の2倍になっていると報道された。

産後うつの発症の要因は、ホルモンバランスの崩れなど、身体的な要素も少なくないが、夫婦間の葛藤や不和、暴力、夫のサポートの少なさ、地域や親族などのサポートの少なさ、収入が少ないことなど、社会経済的な要素が大きい。コロナ禍で感染予防の接触を避ける傾向が強まり、経済情勢や雇用、労働環境も悪化するなど、社会経済的な発症要因は増強されている。このため、産後うつの増加が強く懸念される状況にある。

産後うつの人に対するケアは、心の病気として、感情や思考の側面の治療が重視されがちだが、体の病気としての側面も極めて大事だ。抑鬱気分は収まってきたのに、赤ちゃんの世話と相まって、眠りにくい状況の中、僅かな家事でも体を動かすこと自体が辛いといった身体的な症状が長期間続くことが多い。

産後うつの母親は、家事が止まると自分への駄目出しを繰り返し、これでは子供は育てられないなどとどんどん悲観的になっていく。だからこそ、経済的に生活のめどが立つことに加えて、育児、家事を回すための直接支援や、信頼ができる支援者に子供を任せることができる時間をつくる必要がある。これらが母親にとって最良の心理的なケアにもなると考えるが、こうしたサポートはコロナ禍でますます乏しくなっている。

母親の産後うつが治療されないと、子供の情緒や体の長期的な発達、母子関係に影響を与えるおそれがあるとされる。産後うつの可能性のある母親の割合は、政府の対策もあり低下してきたものの、通常時でも10%に上り、公衆衛生上の一大課題だ。コロナ禍で大きく増加に転じていくという状況を放置することはできない。

コロナ禍で、困難な状況に直面する産後すぐの母親が、健やかな生活へ自ら立ち上げられるよう、周囲や行政のサポート、支えていく、共助、公助が大事になってくるという記事でございます。

私自身も、近しい友人に重い産後うつになったお友達がおりまして、やはり赤ちゃんと一緒に自分が眠れないということで、離れて暮らす時間が何年もありました。親子がそろって暮らせるようになるまで、何年もたったという事例を見ておりますので、人ごとではないなというふうに思っております。

じゃ、どうしたらいいのか、どうしたらそのようなことが防げるのかということ、今行ってる支援を確認させていただいた上で、やはりこの出産直後の一番不安な時期に、少し手助けをしてあげることで、お母さんたちは先ほど言ったように、自立して子育てへと導くことができるのではないかとこのように考えます。ここを何とか産後ケア事業として、当市でも推進することができないかというふうに考えております。

なので、今後の産後ケア事業についてというところでございますけれども、この産後ケア事業を当市で今後やっていくためには、どういうことを、先ほどのガイドラインに沿って、調査研究していかなきゃいけないのかということ、何を伺いたいんですけれども、例えばどのような担い手の人たちが、どれぐらい地域にいるのか、またどれぐらいの人がこの産後ケア事業を、一部自己負担を使っても利用されるというふうに見込むのか、この辺を今、市ではどのように考えておりますでしょうか。

○健康課長（志村明子君） まず産後ケア事業の担い手としてでございますけれども、市内の社会資源といたしまして、他市の実施内容を参考に想定いたしますと、分娩医療機関や助産所を委託先としておりますことから、当市においては1つの分娩医療機関、また1つの助産所が市内に開設をされております。この2つの施設が、担い手としての社会資源に想定できるものと認識しております。

また見込み量といたしましては、事業の対象や必要量を想定いたしますと、対象は生後4か月以内の乳児とその母親、また家族から十分な援助が受けられず、心身の不調や育児不安がある方とされておりますことから、産後の不調としまして、3割の方がマタニティブルーズとなり、そのうちの1割の方が産後うつになることを根拠として見込み量を積算いたしますと、平成31年度の妊娠届出数は602件、その3割は180件、180件の1割は18件となりますことから、18件がとりあえず想定できる見込み量として、参考となる数値になる1つかなどというふうに考えております。

以上です。

○18番（東口正美君） 近隣他市で既に産後ケア事業をスタートしているところもありますけれども、お調べになっているような、参考にしたいような事例がありましたら教えてください。

○健康課長（志村明子君） 他市の事例については、まだ細かく情報の収集をしておりません。

以上でございます。

○18番（東口正美君） 私のほうでちょっと調べてみました。

羽村では、既に訪問型、通所型、アウトリーチなので居宅に行く。すみません、宿泊型、通所型、訪問型ですね。宿泊型は5人分、通所型が40人分、そして訪問型が30人の人に3回ずつで90回分というふうなつくりで、おおむね190万円ぐらいの予算をつけて、産後ケア事業をスタートされております。もちろんその近隣市の資源は、当市とは同じではないですけれども、そのような形です。

また、清瀬市がこの10月からスタートなんですけれども、清瀬市は訪問型だけで、25の方が4回使う、100回分という形での産後ケア事業を助産師さんに訪問してもらうというようなことで進めております。今も、じゃ、こんにちは赤ちゃん事業やってるじゃないかって思うかもしれないんですけど、産後ケアというのは自宅機能でございますので、産んだお母さんが少しゆっくりできる時間、または乳房ケアについても、先ほどは40分の訪問では、やはり赤ちゃんが寝ている場合もあるので、授乳のケアはできないわけなんですけれども、おおむね4時間とか6時間とかいう時間を、その御家庭に行っていただいて、授乳から授乳の間の赤ちゃんの様子、また実家ですから、その方が来ての間はお母さん、寝てくださってもいいですよと、あなたの食事を用意しますよっていうようなことも、この産後ケア事業には含まれるというふうに、私は理解しておりますのでそれでいいのかどうか。

さらに宿泊となりますと、今どうしても産める病院が少ないということで、産んだ後の入院期間が短いということも、産後ケア事業の必要性が迫られているところで、産んだ後の病院で、お母さんがしてもらっているように、食事の提供とか、また身の回りの世話は、産んだお母さんの世話をする人がいて、お母さんは赤ちゃんの世話に専念できるというような状況を、病院から退院してもそのような数日を過ごせるような宿泊型、こういうのが産後ケア事業だと思いますが、こういう理解でよろしいでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 産後ケア事業のガイドラインにつきましては、母親の身体的なケア及び保健指導、栄養指導、また母親の心理的ケア、また適切な授乳ができるためのケア、乳房ケアを含んだもの。また育児の手技についての具体的な指導及び相談、生活の相談支援ということになっておりますから、議員のおっしゃったものも含まれると考えております。

他市の状況については、まだ確認しておりませんので、ガイドラインでの理解ということになります。

以上です。

○18番（東口正美君） 当市でも、何とかこういうことを、社会資源を使って、小さく産んで大きく育てるでもいいかなと思うんです。できるところから、必要な人に少しでも、この増えてしまってる産後うつが、1人でも2人でも防ぐことができれば、また産んだときにすごい大事にさせていただいたら、お母さんたち元気になるのが早いと思うんですよね。そういういい思いが出産のときにあれば、次の子も産んでみようかなというようなきっかけになるかなと思います。私自身も、喉元過ぎると熱さを忘れてしまって、産後、病院から帰ってきたときの大変さや、夜中の授乳の苦しさを忘れてしまうんですね。なので、次の世代にちょっと厳しく、自分ができたんだから、できたんじゃないかって思うんですけど、やはり家族からもたくさん支援を受けました。なので、そういう支援がない人たちがいるような世の中の中で、産後ケア事業、どうしても必要な事業だと思いますので、当市で今後、前向きに検討していただきたいと思ってるんですけど、いかがでしょうか。

○福祉部長（田口茂夫君） 産後ケア事業につきましては、今るるお話がありましたとおり、母子保健法の改正によりましてですね、産後ケア事業が法制化されまして、市町村の努力義務になりましたことにつきましては、社会全体で子育てを支える施策、特に産後も間もない母子への支援を行うことが重要とされまして、切れ目のない支援が求められていると。このことが少子化対策であり、子育て対策につながっていくのかなというふうに思っております。

この法の施行につきましては、令和3年4月1日ということで、もう既に決まっているようでございます。そういったことも含めましてですね、昔と違って、やはり核家族化、また少子化という中でですね、御兄弟もそれほど多くないというふうな状況で、そういった御兄弟からの支援とか、御相談とかっていうのもやはり少

なくなってるのも事実かというふうに思っております。

他の自治体におきましては、この産後ケア事業につきまして、実施をしてるところもございます。今議員からも少し御紹介ございました。こういった詳細を情報収集するとともに、当市の今現在の資源とともにですね、どういったことから、では取り組めるのかということも含めまして、調査研究を加えてまいりたいと、このように考えております。

以上です。

○18番（東口正美君） ありがとうございます。

20年前、介護保険法ができたときに、介護のことを外の人にやってもらうなんていうのは、考えられなかった御家庭もあったと思うんですけども、今介護を家庭だけで支えるのは難しいということは、もう明らかなことでございます。同じように、子育ても社会保障の中で、安心して産み育てられる産後ケア事業、お取組、よろしく願いいたします。

次に、樹木の質問に行かせていただきます。

すみません。まず、この計画についてということでありましたけれども、まずその学校の長寿命化計画は施設の個別計画なので、樹木の計画は立てていないということでございますけれども、実際に学校を建て替えたるときに、今ある樹木についてはどの時点で、その後の樹木をどうするかというのは、どの時点で決めるのか教えてください。

○建築課長（中橋 健君） 学校の建て替えにつきましては、現在、計画はございませんが、今後ですね、計画が定められましたら、それに伴いまして基本設計、実施設計と進めていくかと思えます。その時点でですね、その設計の段階で、その施設の形状やら配置、そういった計画が決まっていきますので、その中に合わせて樹木もですね、伐採するのか、それとも生かしていくのか、新たに植えるのか、そういったことも合わせて検討をしていくというふうになるかと考えております。

以上でございます。

○18番（東口正美君） 前回の質問で、そのときも言ったんですけど、学校に2,200本というのは、私すごくびっくりしてまして、今回も老木が倒木の危険性があるということなんですけど、その既存の木に対しても、計画は今のところ見込みがないということの理解でよろしいでしょうか。

○建築課長（中橋 健君） 現状ですね、学校の敷地内にあります樹木につきましては、管理計画というのはございません。現状やはり老木化もしくは高木化したものにつきましては、剪定もしくは伐採というふうに、その都度、対応してるところでございます。

以上でございます。

○18番（東口正美君） 分かりました。

じゃ、続きまして街路樹についても、必要性は感じてらっしゃると思うんですけども、現在のところはないうことで、でも、例えば前回の議会以降、前回の質問以降、他市の事例等で、この研究しているようなところがあって、まだ計画にはならないけれども、こういう考えがあるということがあれば教えてください。

○土木課長（寺島由紀夫君） 街路樹につきましては、植樹を30年、40年経過してる樹木が多くございますことから、様々な課題があると認識してございます。そのような中で、市内全ての街路樹の樹木診断を行いまして、その結果から街路樹の更新計画、また管理計画を策定する必要があるというような考えがございます。

しかしながらですね、限られた予算の中、なかなか管理計画の実施までには至りませんことから、職員によ

る簡易的な計画を策定することも視野に入れてございます。例えばですね、古くに植樹した樹木につきましては、樹木間の間隔が狭いんですね。それで過密化してございます。大体樹木間隔が6メートルから8メートルぐらいの間隔なんですね。そうすると樹木が密集してございます。そのようなものを、間伐、間引きですね。例えば6メートルから8メートルを、10メートルから15メートルぐらいにするとか、そのような間引きをしてですね、再配置を検討し、老木化したものにつきましては、新たに植え替えるなど、樹木を減らして、維持管理費を抑えていくというような計画ができるのではないかとというようなところで、現在、調査研究をしているところでございます。

以上でございます。

○18番（東口正美君） ありがとうございます。

公園についても、今のところは策定していないということですが、先日、補正予算の質問のときに、公園の長寿命化計画をまた立てていくということでありましたけれども、その公園の長寿命化計画の中には、この樹木の管理計画というのがあるのか、以前、防災公園にというような話をしたときも、この樹木に対しての長寿命化計画みたいな話もさせていただいて、なかなかこの樹木については補助金等が難しいという話もあるんですけども、今公園の管理における樹木の管理については、今後どうするのかお考えをお聞かせください。

○環境部長（松本幹男君） 公園施設の長寿命化の中におけます樹木管理ですが、以前にもあったかと思うんですが、今、長寿命化計画で、国からの交付金がいただけるのが、敷地面積2,000平米というものが——失礼いたしました、2万平米でした。失礼しました。2ヘクタールですね——という要件がございまして。そこを、面積要件をクリアすれば、その都市公園についてもですね、樹木は当然、かなりの本数、植わってますので樹木も対象にはなります。

ただ、これ東京都を通して確認したところ、なかなか樹木についても、2ヘクタールを超えてれば、補助対象にはなるとはなってるんですが、現実問題、なかなかこの自治体も使ってないという。そこはなぜかという部分については、以前もお話ししたんですが、伐採して、その後、やはり樹木は延びるというのがございまして、そここのところの確認がなかなか難しいという後々の検査の関係もございまして、活用してないということです。

そうは言っても、うちのほうも公園緑地等で管理してる高木、中木というのは約3,000本からございまして、かなり高木化してるというのは事実でございまして、これにつきましては初日の日にですね、補正予算で議決もいただきました、主としてナラ枯れということで、かなりの大きい予算、補正額いただいたわけですが、その前段に当たっては議案提出前にいろいろ、まずはその管理計画まではいかないんですが、何か活用できるものがないかということで、内部的に東大和市樹林地・用水保全事業計画ということで、主としては狭山緑地と野火止用水、こちらのところを植生管理をしていくに当たっての補助ということで、東京都の環境公社にですね、いろいろと掛け合った中で、活用できるメニューはないかということで、正直申し上げてナラ枯れだけでは補助はもらえませんので、今申し上げた保全事業計画というものをつくりまして、ここで特定財源に至ったところで補正予算をいただいた。なので当面3年間ではですね、この事業で補助がいただけるとなっておりますので、令和4年度までは、これで適正な管理をまずはやっていこうということで、今、考えております。

以上です。

○議長（中間建二君） ここで10分間休憩いたします。

午後 4時 1分 休憩

---

午後 4時 9分 開議

○議長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○18番（東口正美君） ありがとうございます。

この樹木の管理については、計画的に管理する必要性も感じてはいるけど、なかなかそれができないとは前回の質問のときと変わらないかなと思います。また先ほどの部長の御答弁も、狭山丘陵と野火止用水ということで、今言ってる街路樹とか学校の木とか公園の木とかはなかなか当てはまらないっていうような中で、適正管理が、どういうのが適正なのかとか、また有効利用もチップ化っていう話もありますけど、そこ以上のものをちょっと望みたいというのが今回の私の質問でございます。その理想を具現化した町田の取組を見てきたわけですけども、この町田市の取組、担当のほうでお調べいただいているようであれば教えてください。

○環境課長（下村和郎君） 承知している範囲でのお答えになりますが、町田市の南町田駅周辺地区におきまして、町田市と東急株式会社の官民協同で行われました南町田拠点創出まちづくりプロジェクトにおける取組でございます。町田市内の鶴間公園の再整備に当たりまして、伐採することとなりました樹木を、ただ処分するのではなく、しっかり活かしてほしいという市民の声を受けて始まった取組だそうです。

公園の木を活かすワークショップというものが開催されまして、市民の方々が伐採した木の樹皮を手作業で削ったり、のこぎりを引いたりしながらベンチをつくるといった取組を通じまして、最終的には南町田グランベリーパークの中にですね、まちライブラリーという施設が整備されたそうでございますが、この施設内の本棚やテーブルなどに、この鶴間公園の木が活用されたと聞いております。

以上でございます。

○18番（東口正美君） ありがとうございます。

拝見させていただきました。そこの町田のまちライブラリーも、また鶴間公園も、鶴間公園は上仲原公園ぐらいの多分大ききかなっていうふうに思いますし、以前は閑静な公園で、たくさん木もあって、近隣住民の人たちのお散歩コースとしては親しまれているところだったそうでございます。

今回、駅前からの開発で、駅から一体的に鶴間公園まで人が流れるように、東急とまちづくりをしたわけですけども、そのワークショップの中では、木を切ってくれるな、もうこのままでいいというお声のほうが多かったこと。また新たな施設として図書館が欲しいとかっていうお話も、市民の方からいただいたという中で、それをどう具現化していくのかっていう中で、3年ぐらいワークショップをする中で、今、まちライブラリーや児童館に公園の木を利用してという取組になったそうでございます。

また切るだけではなくて、残されてる木もありまして、大きな桜の木は、どうしてもこの根が下に張ってしましますけれども、その根をカバーするような形で、ベンチみたいな形になっていて、その木陰でお弁当を食べたりというような姿も見ました。また、新たに伐採をする前に、その公園から苗木を取って、新たに植樹もされていたりとかという形で、持続可能で循環的な公園の樹木の管理ということで行われておりました。

そして、その木を使った木の再利用というのは、前回は清瀬市でこういう切った木を、このネームプレートにするような取組とか、昭和記念公園でカッティングボード、まな板にするような取組とかというのは聞いてはいたんですけど、ここの製材、公園の木で作られた机や椅子、また本棚は本当に上質なものでございました。

確かに高価なものかもしれませんが、この公園の木を使ったということが分かるような継ぎ目のされた大きなテーブルですとか、ソメイヨシノを一つ一つ切ったものが、きちんとしたテーブルカウンターになっていたりとか、また木の形をしたままのテーブルがあったりとか、そこから新たに生まれ変わった公園の緑が見えるという、非常に理想的なしつらえになって、そのつくりには圧倒されるという、口で言うのは簡単だけれども、そのある樹木を再利用して、ここまでの整備をするというのは、やはり本当に難しいことだというふうには思います。しかしそれを具現化してしまった姿を見て、やはり当市もできるのではないかというふうに思います。

もちろん東急とタイアップとか、まちの大きなプロジェクトの中の一環ということかもしれませんが、できることから取り組めないかなというふうに思いました。そして、もしそういうことができたとすれば、これは今まで東大和市が20年目指してきた、「人と自然が調和した生活文化都市 東大和」、そして今後20年、目指す水と緑と笑顔が輝く東大和という、この市のコンセプトに合った理想的なシンボル事業になるのではないかなというふうに思います。

学校の桜の木、切ったらすごい悲しい。けれども、それが学校の図書館の大きなテーブルになる、または校長先生が使う机になるみたいな形で生かされていくとすれば、住民の皆様も木がなくなってしまう悲しみもあるけれども、それを利用した次の理想的な形、またその切ったことから、また次の木を植えるという利用ができるというふうに思います。そうはいうものの、お金がかかることでございまして、先ほども述べさせていただきましたが、今はこの適正管理、傷んでしまった木を伐採することに、すごくたくさんお金がかかって、その後のことになかなか結びついていない現状を何とかしたいというふうに思っております。

そこで、森林環境譲与税というのが、新しく地方に譲与される税がありますので、この活用について少し聞かせていただきたいと思います。まずこの森林環境譲与税は、31年度からですがけれども、当市には31年度、そして令和2年度はどれぐらいの金額が譲与されてるのでしょうか。

○**財政課長（鈴木俊也君）** 平成31年度の森林環境譲与税の活用につきましては、狭山緑地の木道の更新ということで、事業を行わせていただいているところでございます。こちらでは、2年度につきましては、現在のところ森林環境譲与税を活用しまして、狭山緑地の植生の維持管理委託料、こちらのほう対応をしたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

失礼しました。

森林環境譲与税の金額についてでございますが、平成31年度につきましては約330万円ほど、令和2年度につきましては約700万円ほどとなっております。

以上でございます。

○**18番（東口正美君）** あと、この税は、用途を公表しなきゃいけないというふうになっていると思うんですけども、これについては当市ではどのように取り組んでますでしょうか。

○**財政課長（鈴木俊也君）** 用途の公表につきましては、当初予算の編成資料、また決算についても資料のほうの公表をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○**18番（東口正美君）** 予算書とか決算書の中に書かれていれば、これ公表という形になるのでしょうか。

○**財政課長（鈴木俊也君）** 予算資料、決算資料のほか、ホームページ等でも公表するというところで、公表して

いるところでございます。

以上でございます。

○18番（東口正美君） すみません、インターネットを開くと、この森林環境譲与税を使った各種の取組なんか浮かび上がってくるんですけど、そういう公表の仕方でもなくともいいということだというふうに理解をしましたが、もう一つは、今は当該年度で使っている。これだけ樹木の管理や、緑の管理にお金がかかるので、それも正しい使い方だと思うんですけども、私がやりたいようなことは単年度ではできない事業で、やっぱり計画を持ってしなければいけないんですけども、こういう木質、木材を利用する促進みたいなことをする、またまちの緑を循環するというようなことを目的に基金化することが、この譲与税ではできるのかどうか伺いたいと思います。

○財政課長（鈴木俊也君） 基金化につきましては、今年度に予定されます事業に活用する場合におきましては、その目的に沿った基金を創設することは可能でございます。

以上でございます。

○18番（東口正美君） なので当市の財政状況を思えば、夢のような話をしてるかもしれないんですけども、この環境譲与税を基金化して、そのまちの木を計画的に管理して、さらに利用していくということが不可能ではないなというふうに思っておりますし、町田が取り組んだことを取り組ませていただいて、市の中に、そのような事業がすることができれば、それはまさしくサステナビリティーだし、またカーボンニュートラルとか、カーボンオフセットみたいな事業にも当然つながっていく。そしてこれから目指す水と緑と笑顔輝く東大和市のシンボル事業になるというふうに強く私は思っております。

この町田の事業を中心に進められた方が、このようなことを書いております。

街の木のほとんどが何らかの傷みを抱えていて、大きな傷があったりします。増えた緑、育って大きくなった木々の管理費は増大し、自治体の財政を圧迫しています。ほっておけばどんどん大きくなって、手入れの負担や事故のリスクも増えていく。緑が増える場面ではなく、緑が減る場面こそ、偽らざる街の木の実情が見えてきます。現状の街の木には、植えれば植えるほど、大きくすればするほど、持ち主の負担やリスクが増す負債のような性格があることを認めなければなりません。私たちの街の木の負担を生む負債から、持てば持つほど街と暮らしを豊かにしてくれる本当の資産と変えていく必要がありますということで、こういう取組を東大和市で行ってもらいたいというふうに切に思うんですけども、どのような道のりをたどればそうなるのか、私のこの話を聞いて市としてどのように考えるのかお聞かせいただければと思います。

○環境部長（松本幹男君） 道のりというところではですね、本当に道の今、入り口というところでございます。確かにその1例ではございますが、南町田の取組というのは、これ確かに大変すばらしいと思います。やはり行政だけではなく、事業者、あとは市民の方であったりというのが入って、それこそ今、時代のSDGsに本当にぴったりマッチしてくる事業内容の取組であるというふうに思っております。

本当にうちのほうもですね、緑はたくさんあるまちではございます。ただ、なかなかその適正な維持管理というところで、なかなか予算も割けてこなかったということが事実ではございますが、やはり市も50歳になりまして、やはりそれなりに樹木もですね、やはり本来の樹木の効果というものが発揮できてないんじゃないかということも、正直言ってあるのかなというふうに認識しておりますので、まずは先ほど申しました特定財源の確保がここでできましたので、3年間の中でですね、ある程度傷んだ樹木を可能な範囲でですね、特定財源を生かした中で、伐採するものは伐採をさせていただかないと、先ほど議員がおっしゃった負債という

ような樹木というところは早く伐採を、申し訳ないんですがさせていただかなければいけないのかなというふうに、こちらのほうでは考えておりますので、その次のステップアップとしましてですね、当然、森林環境譲与税、このまま現状のような使途でいいかということでは、私どもとしても、こういう使い方本当にいいかということでは、自信を持って胸張って言えるかっていうところもございますので、段階にはなってしまうで大変恐縮ではございますが、次のステップできちんと管理計画を策定する。その中できちんと、森林環境譲与税をどういうふうにですね、行政だけではなくて、事業者、市民の方も入った中で活用できるのかというのを、そこは言葉尻はステップアップという形で、事業を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○財政課長（鈴木俊也君） 失礼しました。先ほどの答弁で一部訂正をさせていただきたいと思います。

先ほど森林環境譲与税について、ホームページで公表しているというふうに答弁させていただきましたが、たしかまだ準備段階でして、まだ公表はしておりませんので、おわびして訂正させていただきます。申し訳ありません。

○18番（東口正美君） ありがとうございます。

この木を切る理由が、この負債を生産するだけっていうことじゃなくて、やはりこういう理由があるから、この木のって言って、誇れるような形になっていけば、いい形でサイクルしてくると思いますので、今いい御答弁をいただいたと思っておりますので、未来に向けて夢を持ちたいと思います。

以上で、2番目の質問を終了いたします。

続きまして、東京街道団地の建て替えについて再質問させていただきます。

現在300戸近い建て替えが進んでいると思いますけれども、この入居について、当初からこの北15・16号棟というのは耐震性がなくて、移り住むというふうに聞いていたんですけれども、ここに来て、北17号棟の方たちも移り住むというふうに聞いておりますけれども、それで間違いがないか、今までとちょっと違うのかなっていうふうに思ってるんですけど。それと、残りの建て替えのスケジュールが分かれば教えてください。

○都市計画課長（神山 尚君） 最初にですね、17号棟の関係でございます。東京都は築年数の古い都営住宅、具体的には昭和40年代までに建設された住棟と、昭和50年代に建設された住棟のうち耐震性のない住棟を対象として、建て替えの事業を進めております。東京街道団地の17号棟はですね、昭和50年代に建設され、耐震診断の結果、耐震性を有しているということが判明していたためですね、移転の対象とはなっておりませんでした。

しかし、ここで東京都は、昭和40年代に建設された都営団地の中に、部分的に混在してます昭和50年代の住棟を対象とするように見直しております。この見直しによりまして、17号棟のお住まいの方々につきましては、現在建設中の住棟に転居していただくことになっているということを伺っております。

それから、2点目の残りの660戸、約660戸、予定されておまして、現在は369戸の建設です。残りの三百近い住戸の建て替えのスケジュールなんですけど、これにつきまして東京都に確認したところですね、まだスケジュール、定まっていないということでございます。

以上です。

○18番（東口正美君） ありがとうございます。

北17号棟については、耐震化は大丈夫ですけど、エレベーターがなくて、住民の方たちからも、そういうお声があったので、そちらに進んでよかったなというふうに思っております。

続きまして、多目的運動広場についてお聞きしたいと思います。

この多目的運動広場ができるスケジュールみたいなものは、今どのようになっていますでしょうか。

○社会教育部長（小俣 学君） 東京街道団地に予定をしております運動広場の整備に係るスケジュールについてでございますが、東京都では令和2年度に引き続きまして、令和3年度にも実施設計を行うというようなことを伺っております。

市といたしましては、東京都が行います運動広場の整備に合わせまして、市のほうでは管理棟の整備、こちらを予定しているところであります。そして運動広場と管理棟につきましては、合わせて整備をしていくためのスケジュールを考えていく必要がありますので、今後、東京都と調整を図ってまいりたいと、そのように考えております。

以上です。

○18番（東口正美君） すみません。あと、できる前からあれなんですけど、この運動広場の運用については何か決まっていることがありますでしょうか。

○社会教育部長（小俣 学君） 運動広場の運用につきましては、まだこれからなんですけども、市民の皆様の利用はもとより、広域的な利用も含めまして、今後、整備主体であります東京都や、利用団体などの意見も聞きながら検討してまいりたいと、そのように考えております。

以上です。

○18番（東口正美君） 運動広場利用者の駐車場の整備はどうなりますでしょうか。

○社会教育部長（小俣 学君） 運動広場の駐車場につきましては、市内の同種、同規模の施設であります桜が丘市民広場、そちらを参考といたしまして、東京都と協議を行っているところであります。

以上です。

○18番（東口正美君） 楽しみに待っております。

続きまして、生活支援ゾーンについての進捗を伺いたいと思います。この生活支援ゾーンにつきましては、東京都のホームページ上で、このプロポーザルがかけられて、私も要綱を拝見をさせていただきましたけれども、これまでもこの議場で、様々この生活支援ゾーンで、こういう機能が必要なんじゃないかということ、例えば訪問医療とか訪問介護とか、あと買物に困ってる方がいるので、そういう方の支援とかっていうお話をさせていただいてきましたけれども、この要綱を読んで、市としては、今までこの市が必要と思ってるようなことがきちんと網羅されてるのかどうかというか、その辺のような受け止めをしてるのか、教えていただきたいと思います。

○都市建設部長（鈴木菜穂美君） 東京街道団地地区地区計画では、高齢化等に伴う地域の課題に対応することを方針の一つとしています。

都は事業実施方針の策定に当たりまして、これまで市に対して地域の状況やニーズについてヒアリングを行っております。これに対して市としましては、訪問介護、訪問リハビリテーションなど、医療系の訪問サービスの需要が高まっていくことを伝えるとともに、買物困難者に配慮した商業施設の誘導を要望してきたところあります。このたび東京都が公表しました事業実施方針は、これらの市の要望に応えていただいた内容になっているものと認識しております。

以上です。

○18番（東口正美君） 私自身もそのように認識してますので、後は本当にそれをかなえてくれる事業者様が

手を挙げてくださって、そのように進んでいくことを切に私も願っているところでございます。

続きまして、その他の課題ということで、時たまたま同じくしてだと思いうんですけれども、この建て替えが進む中で、例えば大和南保育園が移転をされたりとか、また今回、初日の議案、補正予算でもありましたけれども、きよはら児童館における学童クラブに少し変更があったりしますけれども、今後、今まで高齢者の皆様の支援を言っはきたんですけれど、子育て世代についてはあまりここで訴えてきませんで、このような、今回、時たまたま同じくして保育園や学童に変化があったんですけれども、この辺を今後、市としてまた東京都とどんな協議をしていこうと思っているのか、この街道団地の子育て支援の整備についてのお考えがあれば、お聞かせください。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 清原地域につきましては、就学前の乳幼児の人口は毎年減少が進んでおります。今後の当該地域への子育て世帯の入居数などは不明でございますが、現状では当該地域と周辺地域の既存の保育施設において、当該地域におけます保育ニーズは充足できるものと考えております。

なお、大和南保育園の移転後におきましても、同じ敷地内でございます子育てひろばは、引き続き事業を継続実施すると予定としており、保育園本園の跡地部分の活用につきましては、借地の事業主体であります社会福祉法人と東京都で調整しているところであると伺っているところでございます。

また当該社会福祉法人からは、当該地域の乳幼児の人口などの状況に応じて、小規模保育などの子育て支援に係る事業展開も可能であるとお話をいただいているところでございます。きよはら児童館などの児童館の将来的な施設の在り方などにつきましては、公共施設の長寿命化や、再編などの全体的な計画の中で検討していく必要があると考えております。

以上でございます。

○18番（東口正美君） 保育園や児童館が足りないぐらい子育て世代が来てくれることを、これも切に願っております。よろしく願いいたします。

街道団地の建て替えの進捗は、今の現状を確認させていただきました。

3番目の質問を、終了させていただきます。

続きまして、带状疱疹ワクチンについて、これも以前、質問をさせていただきましたけれども、今このコロナ禍にありまして、ワクチンの有効性ということがいろいろ言われている中で、既存のワクチンについても、やはり活用できるものは活用してほしいなというふうに思っております。

带状疱疹ワクチンにつきましては、幾つか種類があると思いますし、接種費用とかも違うとは思うんですけれども、この効果の認識は、一定程度あるというふうになっておりますけれども、これ当市の医師会の先生たちとはどんなお話になっているのか、東京都医師会のこの間の広報誌にちょっと带状疱疹ワクチンのことが出てたんですけれども、まだまだ浸透してないワクチンなのかなと思ってるんですけれども、その辺はどうなってますでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 50歳以上の成人の方の带状疱疹の発症の予防のためのワクチン接種、任意接種につきましては、東大和市医師会とはまだ情報共有も含め、打ち合わせのほう行っておりません。

以上です。

○18番（東口正美君） ワクチンは、以前、私が質問したときは、生ワクチンしかなかったと思うんですけれど、ちょっと今年になって違うワクチンもできたと思ってるんですけれども、分かることがあれば教えてください。

○健康課長（志村明子君） 以前は带状疱疹予防のためには、水痘ワクチンという生ワクチンしかございません

でしたが、生ワクチンが打てない方のために、不活化ワクチンとしまして、带状疱疹ワクチンのほうが開発され、認可をされております。

生ワクチンとの違いといたしましては、生ワクチンは1回の接種、おおむね接種費用は1回約4,000円から6,000円に対しまして、この带状疱疹不活化ワクチンは、2回の接種が必要で、1回当たりの平均接種費用が約1万8,000円から2万5,000円程度という形となっております。

以上です。

○18番（東口正美君） なかなか高価なワクチンでありますので、この辺の費用対効果、治療費にかかるほうがいいのか、接種したほうがいいのかというのはありますけど、一方で、私がこの話を最初に聞いたのは、その働き盛りの同世代の方でございまして、やはりこの50歳からなる可能性があつて、働き盛りの人が何か月もその痛みを苦しむということを聞きますので、その辺の社会的なダメージが大きいなだと思ひますと、打ちたいと思う人が打てるように、もう少しこの周知が進むといいなと思つてゐるんですけど、今当市では、健康カレンダーに大人のワクチンというふうに載せていただいて、定期予防接種については書いていただくとおもうんですけど、定期予防接種のワクチンと同じにするわけにはいかないとおもうんですけども、こういう带状疱疹についてもワクチンが有効ですよみたいなお知らせを、どこかで広報していただくことというのはできるんでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 健康づくりカレンダーにつきましては、結構情報がたくさん掲載しておりまして、その中で大人の予防接種の中に、この带状疱疹ワクチンを入れるかどうかにつきましては、今のところ検討はしておりません。

そのほかにも、大人が任意接種として、接種が推奨されているワクチンも、ほかにも幾つか種類がありますことから、そういったことも含めて、健康づくりカレンダー以外のところで、どのような情報提供ができるかについて、今後検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○18番（東口正美君） まずは医師会の先生たちの御意見を伺うというところからかなというふうに思っております。いろいろな感染症で、いろいろお困りの方もいらっしゃるし、またこういう情報を得たことで、自分はそれを打って予防したいという方も、当然いらっしゃると思ひますので、どのような形が一番いいかはまだあれですけども、带状疱疹ワクチンも新しいワクチンもできておりますので、50歳を過ぎて亡くなるまでに3分の1の人がかかるということもありますので、この辺も御興味を持っていただければというふうに思ひます。

以上をもちまして、私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（中間建二君） 以上で、東口正美議員の一般質問は終了いたしました。

---

○議長（中間建二君） お諮りいたします。

本日の会議はこれをもって延会としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、これをもって延会といたします。

午後 4時40分 延会